

令和元年度 三木市人権尊重のまちづくり実施計画

目 次

1	共通課題	1
2	部落差別にかかわる人権	15
3	女性の人権	23
4	子どもの人権	30
5	高齢者の人権	41
6	障がい者の人権	50
7	外国人の人権	59
8	その他の人権課題	66

1 共通課題

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	人権尊重のまちづくり実施計画の策定	平成30年度からの基本計画(第3次)に基づき、人権尊重のまちづくりに向けた取組をまとめ、新たな実施計画を策定し、人権課題ごとに施策を推進するとともに適切な進行管理を行う。	人権推進課

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア	就学前教育・保育及び学校教育では、すべての教育・保育活動を見通し、その連続・系統性に留意した全体計画及び年間指導計画を作成し、さらに幼児・児童生徒の発達段階やこれまでの学習内容を踏まえ、人権・同和教育を効果的に推進します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	全領域における人権教育	各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。 また、指導主事が学校訪問を行い指導助言を行う。	学校教育課
■		全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、この計画にもとづき教育・保育を実施する。	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	異年齢集団による学習活動や市内小学校・特別支援学校6年生交流事業、連合音楽会等、学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課
■	指導形態・指導方法の創意工夫	プリント作成ソフトとタブレットの活用、学力向上推進委員会の開催、実践校の指定等確かな学力向上プロジェクトを推進し、学力の向上を図る。	学校教育課
□	初任者研修会	初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、生徒指導、授業研究、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
■	校内研修会	各学校における、児童生徒の実態をもとに、教員の指導力向上、授業改善等にかかる研修を計画的に実施する。 また、必要に応じて、人権教育担当指導主事による指導助言を行う。	学校教育課
□	児童生徒支援教員研修会	小学校5校、中学校4校の9名の児童生徒支援教員を配置している。支援教員に対し、特別な学習指導や生徒指導を必要とする児童生徒への指導方法についての研修や実践的指導力の向上を図る研修会を実施する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
イ	すべての子どもたちが幸福な人生の創り手となっていけるよう、「生きて働く知識・技能」や「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力」などをあらゆる機会を捉えて育んでいく教育を行います。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	中堅教員研修会	個を生かす教育コース講座で人権に関する研修を実施する。	教育センター
□	専門研修講座	人間力・学校力向上コース・個を生かす教育コース講座で人権に関する研修を実施する。	教育センター
■	全領域における人権教育	【再掲1ア】 全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、この計画にもとづき教育・保育を実施する。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方

ウ	生命の尊厳や人権の普遍性についての基本的認識を培うとともに、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深め、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度を育成する教育を推進します。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	全領域における人権教育	【再掲1ア】 各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。 また、指導主事が学校訪問を行い指導助言を行う。	学校教育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲1ア】 異年齢集団による学習活動や市内小学校・特別支援学校6年生交流事業、連合音楽会等、学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課
■	指導形態・指導方法の創意工夫	【再掲1ア】 プリント作成ソフトとタブレットの活用、学力向上推進委員会の開催、実践校の指定等確かな学力向上プロジェクトを推進し、学力の向上を図る。	学校教育課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、生徒指導、授業研究、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
■	校内研修会	【再掲1ア】 各学校における、児童生徒の実態をもとに、教員の指導力向上、授業改善等にかかる研修を計画的に実施する。 また、必要に応じて、人権教育担当指導主事による指導助言を行う。	学校教育課
□	児童生徒支援教員研修会	【再掲1ア】 小学校5校、中学校4校の9名の児童生徒支援教員を配置している。支援教員に対し、特別な学習指導や生徒指導を必要とする児童生徒への指導方法についての研修や実践的指導力の向上を図る研修会を実施する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課

②家庭

基本計画における今後のあり方

エ	子どもたちに人権の基礎を培うためには、乳・幼児期の家庭のあり方が重要であることから、保護者が日常生活を通じて、命や人権の大切さを子どもに示せるよう、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりについて子育てにかかわるすべての部署において啓発します。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	住民学習会の充実	各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。啓発資料や学習方法・内容を工夫した参加体験型を中心とした住民学習をすべての自治会において実施することをめざすとともに、若年層をはじめ住民学習に参加したことがない方が参加できるような住民学習の実施を働きかける。	人権推進課
□	人権ふれあい交流事業	様々な人権課題の理解と解決を図り、人権尊重のまちづくりを進めるため、「市民参画」「体験」「創造」「交流」をテーマに多くの市民に参加していただくよう参加型イベント、ワークショップ形式や当事者、支援団体と共に交流する講座を開催する。また、若者や子ども、障がい者等の参加を促進するため、機会をとらえてバリアフリー映画会を開催する。	人権推進課 (三同教)
■	人権研修	公立・民間を問わず、幼稚園・認定こども園・保育所の人権推進担当を設置するとともに、市の人権教育指導専門員による人権研修や園内外で開催される人権研修に積極的に参加する。また、保育士に加え、保護者を対象とした人権研修を開催することにより、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりの啓発に努める。	教育・保育課

③地域

基本計画における今後のあり方	
オ	住民学習、リーダー・指導者研修、団体別研修等、あらゆる人権教育の取組を充実させるとともに、若年層の参加促進と人権意識の高揚を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	三木市人権・同和教育協議会企業部会研修会	企業人権研修会を年2回実施する。 CSR(企業の社会的責任)・公正採用・男女共同参画、女性・高齢者・障がい者・同和問題・外国人等の企業における最近の人権課題をテーマに選定し、研修形式を講義型に加えて、グループ討議型で実施する。	商工振興課
■	公民館等の生涯教育講座における人権学習 (乳幼児教育・家庭教育・女性セミナー、高齢者教室等)	各公民館での各種講座のカリキュラムに人権学習を取り入れ、計画的に実施する。	生涯学習課
■	各地区人権・同和教育推進協議会(地推協)の活動支援 (リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施)	各地域において住民学習を円滑に進めるため、年度前半にリーダー・指導者研修会を計画的に実施する。	生涯学習課
□	公民館利用者研修	人権推進課と公民館が連携して、各地推協の事業を支援する。	人権推進課
■	公民館利用者研修	公民館利用者グループを対象とした研修会を計画的に実施する。	生涯学習課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。啓発資料や学習方法・内容を工夫した参加体験型を中心とした住民学習をすべての自治会において実施することをめざすとともに、若年層をはじめ住民学習に参加したことがない方が参加できるような住民学習の実施を働きかける。	人権推進課

□	社会教育関係団体の人権学習会の支援 (PTA、老人クラブ)	社会教育関係団体の人権学習実施のため、講師の紹介・人権啓発資料等の提供などの支援を行う。	人権推進課
□	人権教育指導員の設置	「人権教育指導員の設置に関する規則」に基づき、人権教育・啓発のリーダーとして人権教育指導員を設置し、活動の充実を図るため研修会を行う。	人権推進課
□	社会教育推進委員の設置	地域内の人権意識の高揚と住民学習・社会教育のさらなる推進を図るため研修会等を開催する。	人権推進課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
カ	これまでの人権教育の取組の成果や課題を十分に検証しながら、校区の実態、幼児・児童生徒の生活や人権意識、人権に関する問題など、園(所)・学校の人権に関わる教育課題を明らかにし、人権教育を教育目標に正しく位置づけて施策を推進します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	全領域における人権教育	【再掲1ア】 各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。 また、指導主事が学校訪問を行い指導助言を行う。	学校教育課
■		【再掲1ア】 全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、この計画にもとづき教育・保育を実施する。	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲1ア】 異年齢集団による学習活動や市内小学校・特別支援学校6年生交流事業、連合音楽会等、学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課
■	指導形態・指導方法の創意工夫	【再掲1ア】 プリント作成ソフトとタブレットの活用、学力向上推進委員会の開催、実践校の指定等確かな学力向上プロジェクトを推進し、学力の向上を図る。	学校教育課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、生徒指導、授業研究、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
■	校内研修会	【再掲1ア】 各学校における、児童生徒の実態をもとに、教員の指導力向上、授業改善等にかかる研修を計画的に実施する。 また、必要に応じて、人権教育担当指導主事による指導助言を行う。	学校教育課
□	児童生徒支援教員研修会	【再掲1ア】 小学校5校、中学校4校の9名の児童生徒支援教員を配置している。支援教員に対し、特別な学習指導や生徒指導を必要とする児童生徒への指導方法についての研修や実践的指導力の向上を図る研修会を実施する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
キ	子どもたちの自己実現につながる学びの実現に向けて、個別指導を充実するとともに、子どもの能力や個性、興味や関心などに対応した授業の創造、授業改革に積極的に取り組みます。その際、幼児・児童生徒の実態や課題、とりわけ学力と生活習慣や自尊感情との相関関係など、その要因や背景を的確に捉えていきます。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	全領域における人権教育	【再掲1ア】 各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。 また、指導主事が学校訪問を行い指導助言を行う。	学校教育課
■		【再掲1ア】 全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、この計画にもとづき教育・保育を実施する。	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲1ア】 異年齢集団による学習活動や市内小学校・特別支援学校6年生交流事業、連合音楽会等、学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課
■	指導形態・指導方法の創意工夫	【再掲1ア】 プリント作成ソフトとタブレットの活用、学力向上推進委員会の開催、実践校の指定等確かな学力向上プロジェクトを推進し、学力の向上を図る。	学校教育課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、生徒指導、授業研究、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
■	校内研修会	【再掲1ア】 各学校における、児童生徒の実態をもとに、教員の指導力向上、授業改善等にかかる研修を計画的に実施する。 また、必要に応じて、人権教育担当指導主事による指導助言を行う。	学校教育課
□	児童生徒支援教員研修会	【再掲1ア】 小学校5校、中学校4校の9名の児童生徒支援教員を配置している。支援教員に対し、特別な学習指導や生徒指導を必要とする児童生徒への指導方法についての研修や実践的指導力の向上を図る研修会を実施する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方

ク	すべての子どもたちが、自らの存在や立場を自覚し、その能力や個性を伸ばしながら自己実現を図っていく力を育んでいく教育実践が適正に実現されるよう、保護者との結びつきや市内の園(所)・小・中・高等学校・特別支援学校間等の連携を強化します。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	小学校区内の連絡会(こども園・保育所・幼稚園・アフタースクール・小学校)	在籍園児の就学先となる小学校へのスムーズな就学に向けて連絡会に参加し、連携を図る。 また、就学後のアフタースクールと小学校との連絡会も実施し、切れ目のない対応を継続する。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方

ケ	出身や性別、いじめ、不登校、不就学などさまざまな理由で教育を受ける機会を奪われることなく、すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障し、学力向上や進路を保障し、自己実現を支援します。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	奨学資金事業	経済的な事情により高等学校、大学等の学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒、学生に対し、その学資の一部を給付型の奨学金により援助する。	教育総務課
■	全領域における人権教育	【再掲1ア】 各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。 また、指導主事が学校訪問を行い指導助言を行う。	学校教育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲1ア】 異年齢集団による学習活動や市内小学校・特別支援学校6年生交流事業、連合音楽会等、学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課

②家庭

基本計画における今後のあり方	
コ	家庭において、子どもの人権が損なわれることのないよう、また、子どもがあらゆる人権問題に関する関心や認識を高めるとともに、人権意識の高揚を図れるよう支援します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	人権研修	【再掲1エ】 公立・民間を問わず、幼稚園・認定こども園・保育所に人権推進担当を設置するとともに、市の人権教育指導専門員による人権研修や園内外で開催される人権研修に積極的に参加する。また、保育士に加え、保護者を対象とした人権研修を開催することにより、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりの啓発に努める。	教育・保育課

③地域

基本計画における今後のあり方	
サ	近年、住民学習の参加者の固定化や減少傾向が見られるため、学習体制の見直しを図り、住民学習を充実させます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。啓発資料や学習方法・内容を工夫した参加体験型を中心とした住民学習をすべての自治会において実施することをめざすとともに、若年層をはじめ住民学習に参加したことがない方が参加できるような住民学習の実施を働きかける。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
シ	住民学習など地域での研修等において、参加体験型学習やフィールドワーク等に継続して取り組むとともに、取り上げるテーマや実施形態等の多様化を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。啓発資料や学習方法・内容を工夫した参加体験型を中心とした住民学習をすべての自治会において実施することをめざすとともに、若年層をはじめ住民学習に参加したことがない方が参加できるような住民学習の実施を働きかける。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ス	豊かな人間関係づくりと地域活動の活性化を目的として、市民主体の各地区人権・同和教育推進協議会の活動を支援します。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援	【再掲1オ】 各地域において住民学習を円滑に進めるため、年度の前半にリーダー・指導者研修会を計画的に実施する。	生涯学習課
□	（リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲1オ】 人権推進課と公民館が連携して、各地推協の事業を支援する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

セ	各種関係機関のネットワークを構築し、教育・啓発活動の活性化を図ります。
---	-------------------------------------

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
◎	人権教育研究地域指定制度の復活	再実施するためには、学校やPTA、地域の活動、校種間等の調整などが必要であるため、引き続き、実施の時期等について検討する。	学校教育課 生涯学習課
□	あんしん相談	支援の必要な子どもや障がいのある方の悩みや支援について、関係各課、学校園所、療育機関と連携し相談支援を実施する。電話相談は月～金曜日の9:00～17:00。面接相談は予約の上実施する。	教育センター
□	教育相談	指導主事による電話及び面接相談を実施する。	教育センター
■	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援	【再掲1オ】 各地域において住民学習を円滑に進めるため、年度の前半にリーダー・指導者研修会を計画的に実施する。	生涯学習課
□	（リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲1オ】 人権推進課と公民館が連携して、各地推協の事業を支援する。	人権推進課

④広報や情報提供の充実

基本計画における今後のあり方

ソ	さまざまなメディアを活用する等、積極的な広報や情報提供に努め、市民の理解と親しみの持てる人権施策を推進します。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	「広報みき」による人権に関する啓発	特集記事や人権の目などのほか、適宜人権に関する記事を掲載する。	秘書広報課

■	誰もが簡単に情報を得られる体制づくり	「広報みき」の点訳版・音訳版の発行、ホームページやラジオで情報を発信することにより、視覚に障がいがある方などにも市に関する情報を届ける。	秘書広報課
□	市民の理解と親しみの持てる人権施策の推進	広報みき、新聞、FMみっきいなどを活用するとともに、さまざまな機会をとらえ積極的に人権教育・啓発を推進する。	人権推進課
□	人権フォーラムの開催	あらゆる人権問題について、市民自らが意見や体験を発表し、人権意識の高揚を図る。	人権推進課
□	人権問題啓発資料作成事業	住民学習等の市民研修の資料として、学校教育関係者、社会教育関係者、人権関係団体などから成る委員で「ふるさとに生きる」を作成する。	人権推進課
□	隣保館だより発行业	隣保館主催事業の募集案内や人権課題の啓発等、内容の充実を図り、毎月発行する。全自治会に回覧（一部各戸配布）するとともに、各行政機関へ配布する。	人権推進課

⑤相談体制の充実

基本計画における今後のあり方	
タ	市民の相談、苦情や要望、提案等に、適切な対応がとれるよう、各種窓口業務間で連絡・調整を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	誰もが相談しやすい体制づくり	電子広聴システムを活用し、市民の意見や提言を把握する。	秘書広報課
□	市民ふくし相談	市民の悩みごとや心配ごとを気軽に相談できる相談所を設置するとともに、相談所と関係行政機関との連携をサポートする。	福祉課
□	手話通訳相談	手話通訳者1人設置 日時 月～金曜 午前8時30分～午後5時 会場 市役所3階 障害福祉課	障害福祉課
■	基幹相談支援事業	三木市障害者基幹相談支援センター・吉川支所・はばたきの丘において障がい児の発達支援に関する相談、障がい者やその家族に関する相談業務を実施する。 障害者基幹相談支援センターの設置 ・市役所3階 障害福祉課 月～金曜 午前8時30分～午後5時 ・吉川健康福祉センター 第1水・第3金曜（要予約）午後2時～4時 ・はばたきの丘 月～金曜（要予約）午前9時～午後5時	障害福祉課
□	要約筆記相談	要約筆記者1人設置 日時 月・木・金曜 午前8時30分～午後5時 会場 市役所3階 障害福祉課	障害福祉課
□	人権相談	隣保館で実施している人権相談を広く周知するとともに、相談に来られた方のニーズに応じて、関係機関との共有を図り、必要があれば関係機関や他の窓口適切にとりつなぐなど、利用しやすい相談窓口になるよう努める。	人権推進課
□	兵庫労働局と連携した労働相談体制の普及啓発	国が開設する労働相談窓口へ誘導を図る。	商工振興課

□	青少年悩みの相談	青少年カウンセラー、1名を週4日、1名を週1日で実施する。 A6サイズのヤングテレホン紹介カードを小・中・特別支援学校の各児童生徒に1枚配布する。	教育センター
---	----------	--	--------

基本計画における今後のあり方	
チ	各種相談窓口を相互につなぐセンターとして、総合隣保館の機能を充実させます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	人権相談	【再掲1タ】 隣保館で実施している人権相談を広く周知するとともに、相談に来られた方のニーズに応じて、関係機関との共有を図り、必要があれば関係機関や他の窓口適切にとりつなぐなど、利用しやすい相談窓口になるよう努める。	人権推進課
■	総合隣保館の機能強化	地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権・同和問題に関する啓発や広報活動を行う。 また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
ツ	相談内容については、個人情報の取扱い等に細心の注意を払い、関係機関で共有し、今後の取組に反映させます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	人権相談	【再掲1タ】 隣保館で実施している人権相談を広く周知するとともに、相談に来られた方のニーズに応じて、関係機関との共有を図り、必要があれば関係機関や他の窓口適切にとりつなぐなど、利用しやすい相談窓口になるよう努める。	人権推進課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲1チ】 地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権・同和問題に関する啓発や広報活動を行う。 また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。	人権推進課

⑥人権侵犯事件（事象）対応に向けた体制の充実

基本計画における今後のあり方	
テ	人権侵犯事件（事象）が発生した場合の対応力を強化するため、「人権侵犯事件処理規則」を見直すとともに、人権侵害を救済するための「人権委員会（仮称）」の設置を検討します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	人権侵犯事件（事象）への対応	インターネット上の差別書き込みを含め、多様な人権侵犯事件に全職員が対応できるよう研修を実施し、人権侵犯事件への適切な対応を図る。	人権推進課

■	本人通知制度	本人通知制度の事前登録者数を増やし、住民票や戸籍の不正請求の抑止を図り、個人の権利が侵害されることの防止に努める。	市民課
---	--------	---	-----

基本計画における今後のあり方

ト	インターネット上における差別書き込みの実態を把握するため、悪質な書き込みに対する調査の実施等について検討します。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
◎	インターネット上の差別書き込みへの対応	インターネット上の差別書き込みの防止、差別の助長や拡散の抑制、差別解消に向けた取組の必要性の啓発を目的として、インターネット差別書き込みモニタリング事業を実施する。	人権推進課

⑦すべての市職員及び教職員への取組

基本計画における今後のあり方

ナ	すべての市職員及び教職員の人権に関する意識の高揚を図り、差別のない三木市をつくるため、あらゆる人権課題をテーマとした研修に努めます。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	多文化共生啓発に向けた職員研修	多文化共生社会推進の理解を深めるため、市職員及び教職員を対象に研修を行う。	市民協働課
□	職員人権研修	あらゆる人権問題の早期解決に向けた行動力を身に付けるための研修を推進する。	総務課
□	職場人権研修等	職場（所属課等）で人権研修を実施する。	総務課
□		各職場において年2回以上の研修（うち1回は教育委員会事務局での全体研修）を実施する。	教育総務課
■	園内研修会	全ての園所において、研修会を実施し、教職員の人権感覚を磨いていく。	教育・保育課
■	市職員及び教職員の各種研究集会等への参加促進	教職員に加え、全市職員にも人権に関する各種研究集会等への参加を呼びかける。	人権推進課（三同教）
□	職場人権研修等の実施	人権研修推進員研修や住民学習指導者研修会等を開催し、職員の指導者としてのレベルアップと人権意識の高揚を図る。	人権推進課
■	市民じんけんの集い	多様な人権課題から時節に応じたテーマを設定し、多くの市民の参加が得られる内容で実施する。	人権推進課
□	各種人権研修の開催	人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ニ	すべての市職員及び教職員が、人権尊重を主眼に置き、個人情報の取扱い等に細心の注意を払い、一人一人のニーズや事情に応じた対応ができるよう研修に努めます。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	個人情報保護条例の遵守	個人情報の適正な取扱いについて、指導、相談及び助言を実施する。	総務課
■	園内研修会	【再掲1ナ】 全ての園所において、研修会を実施し、教職員の人権感覚を磨いていく。	教育・保育課
■	市職員及び教職員の各種研究集会等への参加促進	【再掲1ナ】 教職員に加え、全市職員にも人権に関する各種研究集会等への参加を呼びかける。	人権推進課 (三同教)
□	職場人権研修等の実施	【再掲1ナ】 人権研修推進員研修や住民学習指導者研修会等を開催し、職員の指導者としてのレベルアップと人権意識の高揚を図る。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ヌ	人権に関する各種研究集会等への積極的な参加を促進します。
---	------------------------------

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	人権関連事業への参加呼びかけ	市が実施する人権関連事業への参加を呼びかける。	総務課
■	市職員及び教職員の各種研究集会等への参加促進	【再掲1ナ】 教職員に加え、全市職員にも人権に関する各種研究集会等への参加を呼びかける。	人権推進課 (三同教)

人権尊重のまちづくりの展開

①人権擁護活動の定着・普及

基本計画における今後のあり方

ネ	行政の対策に加えて、地域コミュニティに根ざした人権擁護活動の定着、普及に努めます。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	人権擁護委員による人権相談	人権擁護委員による人権相談等について広報やホームページ、イベント等で周知を図るとともに活動を支援する。	人権推進課

②団体・グループ等の育成

基本計画における今後のあり方

ノ	三木市人権・同和教育協議会をはじめ、人権尊重のまちづくりにかかわる各種市民組織、NPO、NGO団体、人権教育団体、ボランティアグループ等を育成し、それらの活動を積極的に支援するとともに団体間のネットワークづくりに取り組みます。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
○	三同教推進活動事業	昨年度実施した様々な50周年記念事業の成果を活かすとともに、スポーツイベントへの参加や市内4高校の生徒の参画など今年度も継続可能な事業や取組について引き続き実施する。	人権推進課 (三同教)

□	じんけんサポート事業	人権に係る多様な学習機会を充実させるために、講演会等の学習活動及び視察・交流研修に係る経費の一部を補助し、各組織・団体における主体的な学習活動を積極的に支援する。	人権推進課 (三同教)
□	じんけんスタディ事業	生徒や学生など若年層の人権意識を高めるため、デートDVなどの今日的な人権課題について研修する中・高校・大学に対して、経費の一部を補助する。	人権推進課 (三同教)
□	人権啓発リーフレット等作成事業	テーマを決めて市民から募集したメッセージの中から優秀作品を選んでリーフレットを作成し、市内各学校・園など市内各所に配布して市民啓発に利用する。 あわせて、じんけんカレンダーも作成・配布する。	人権推進課 (三同教)
□	FMみっさい人権啓発事業	人権に関する効果的な啓発・広報・教育活動としてラジオ放送を活用し、人権の大切さを訴える啓発番組を制作し放送する。	人権推進課 (三同教)
□	じんけんフィールドワーク事業	市内外の人権施設や現地等の視察・調査研修を実施する。 年1~2回の予定。	人権推進課 (三同教)
□	学習活動支援事業	研究大会や各種研修に参加する人に対する支援を行い、学習機会を拡大し、人権教育・啓発活動の活性化を図る。	人権推進課 (三同教)
□	青少年教育補助事業	人権学習をより積極的にサポートし、子どもたちのたくましい心を育てていくため、地域に根差す人権団体に対して教育事業に係る経費を助成する。	人権推進課 (三同教)
□	人権ふれあい交流事業	【再掲1エ】 様々な人権課題の理解と解決を図り、人権尊重のまちづくりを進めるため、「市民参画」「体験」「創造」「交流」をテーマに多くの市民に参加していただくよう参加型イベント、ワークショップ形式や当事者、支援団体と共に交流する講座を開催する。また、若者や子ども、障がい者等の参加を促進するため、機会をとらえてバリアフリー映画会を開催する。	人権推進課 (三同教)
□	スリーサポーターズ登録制度	三同教の活動に対して、個人として興味・関心をもって自分らしいスタイルで主体的に参加したり、かわったりできるように登録制度を実施していく。人権ふれあい交流事業等においてさまざまな形で企画・協力していただき、市民の力で三同教を運営していけるような体制を推進する。	人権推進課 (三同教)
□	人権教育団体交流事業	人権教育団体の活動を積極的に支援するとともに、団体間のネットワークづくりを推進する。	人権推進課

③団体・グループ等への啓発

基本計画における今後のあり方	
ハ	福祉、環境、消費生活、文化、芸術、国際交流等を中心として、すでに地域で活動をしている団体、グループ等に対して、リーダー講習会や交流会等を実施することにより、それぞれの活動の中で人権課題との関連づけがなされるよう働きかけます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	国際交流協会との連携強化	国際交流協会と連携して、市内での多文化共生啓発に関する講座や多様な文化をもつ市民同士の交流を通じた居場所づくりを推進する。	市民協働課

④人権教育総合推進事業の推進

基本計画における今後のあり方	
ヒ	市内各地域における人権教育の進展をとおり、人権に関する課題の解決と、共に生きる人権尊重の明るいまちづくり・社会づくりを進めるため、教育事業、人権リーダー育成事業、人権教育団体活動助成事業を推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
○	教育事業	三木市人権教育総合推進事業実施要綱の趣旨にそって、また、教育事業実施要領に基づき、青少年の部、成人の部を実施する。今年度、三木市人権教育総合推進事業実施要綱の改定の年にあたり、改定に向けての協議を行う。	人権推進課
□	人権リーダー育成事業	三木市人権教育総合推進事業実施要綱の趣旨にそって、講座を開催し、実際に講師として活躍できる人材を育成する。	人権推進課
□	人権教育団体活動助成事業	人権学習を目的とした市民でつくるサークルやグループに対して経費の一部を補助するとともに講師紹介などの支援を行う。	人権推進課

⑤三木市人権・同和教育協議会の活性化

基本計画における今後のあり方	
フ	三木市人権・同和教育協議会の活性化に努め、市民主体の人権教育・啓発の取組を進めます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
○	三同教推進活動事業	【再掲1ノ】 昨年度実施した様々な50周年記念事業の成果を活かすとともに、スポーツイベントへの参加や市内4高校の生徒の参画など今年度も継続可能な事業や取組について引き続き実施する。	人権推進課 (三同教)
□	じんけんサポート事業	【再掲1ノ】 人権に係る多様な学習機会を充実させるために、講演会等の学習活動及び視察・交流研修に係る経費の一部を補助し、各組織・団体における主体的な学習活動を積極的に支援する。	人権推進課 (三同教)
□	じんけんスタディ事業	【再掲1ノ】 生徒や学生など若年層の人権意識を高めるため、デートDVなどの今日的な人権課題について研修する中・高校・大学に対して、経費の一部を補助する。	人権推進課 (三同教)
□	人権啓発リーフレット等作成事業	【再掲1ノ】 テーマを決めて市民から募集したメッセージの中から優秀作品を選んでリーフレットを作成し、市内各学校・園など市内各所に配布して市民啓発に利用する。 あわせて、じんけんカレンダーも作成・配布する。	人権推進課 (三同教)
□	FMみっきい人権啓発事業	【再掲1ノ】 人権に関する効果的な啓発・広報・教育活動としてラジオ放送を活用し、人権の大切さを訴える啓発番組を制作し放送する。	人権推進課 (三同教)
□	じんけんフィールドワーク事業	【再掲1ノ】 市内外の人権施設や現地等の視察・調査研修を実施する。 年1～2回の予定。	人権推進課 (三同教)
□	学習活動支援事業	【再掲1ノ】 研究大会や各種研修に参加する人に対する支援を行い、学習機会を拡大し、人権教育・啓発活動の活性化を図る。	人権推進課 (三同教)
□	青少年教育補助事業	【再掲1ノ】 人権学習をより積極的にサポートし、子どもたちのたくましい心を育てていくため、地域に根差す人権団体に対して教育事業に係る経費を助成する。	人権推進課 (三同教)

□	人権ふれあい交流事業	【再掲1エ】 様々な人権課題の理解と解決を図り、人権尊重のまちづくりを進めるため、「市民参画」「体験」「創造」「交流」をテーマに多くの市民に参加していただくよう参加型イベント、ワークショップ形式や当事者、支援団体と共に交流する講座を開催する。また、若者や子ども、障がい者等の参加を促進するため、機会をとらえてバリアフリー映画会を開催する。	人権推進課 (三同教)
□	スリーサポーターズ登録制度	【再掲1ノ】 三同教の活動に対して、個人として興味・関心をもって自分らしいスタイルで主体的に参加したり、かかわったりできるように登録制度を実施していく。人権ふれあい交流事業等においてさまざまな形で企画・協力していただき、市民の力で三同教を運営していけるような体制を推進する。	人権推進課 (三同教)

2 部落差別にかかわる人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	「特別の教科 道徳」や「総合的な学習」等の指導の中でもいじめをなくす、部落差別を解消するなどの課題を設定し、人権の視点(目標)を明記するとともに、指定教材を定めて学校において人権・同和教育を推進します。また、人権教育資料や地域教材を積極的に活用し、子どもたちが実感をもって学べる人権・同和学习を行います。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	中堅教員研修会	【再掲1イ】 個を生かす教育コース講座で人権に関する研修を実施する。	教育センター
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、生徒指導、授業研究、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
■	教科・教科外研修会	道徳教育研修部会、人権教育研修部会を中心に、同和教育カリキュラムを含めた年間研修計画に基づき、人権にかかる研修を実施し、人権学習を進める。	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	【再掲1ア】 全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課
■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	全小中学校において、年間指導計画により実践する。その際に、同和教育カリキュラムに沿って、児童生徒の発達段階に応じ、系統的に指導する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課
■	人権・同和教育資料の活用	新任教職員、市外からの転任教職員へ人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」を配布するとともに、各校へ校内研修等での活用を指導する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方	
イ	幼児・児童生徒の保護者を対象とした人権学習会を積極的に行うとともに、園(所)・学校行事においても人権・同和教育に結びつく内容となるよう工夫します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、生徒指導、授業研究、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
■	教科・教科外研修会	【再掲2ア】 道徳教育研修部会、人権教育研修部会を中心に、同和教育カリキュラムを含めた年間研修計画に基づき、人権にかかる研修を実施し、人権学習を進める。	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	【再掲1ア】 全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課
■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	【再掲2ア】 全小中学校において、年間指導計画により実践する。その際に、同和教育カリキュラムに沿って、児童生徒の発達段階に応じ、系統的に指導する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課

■	人権・同和教育資料の活用	【再掲2ア】 新任教職員、市外からの転入教職員へ人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」を配布するとともに、各校へ校内研修等での活用を指導する。	学校教育課
■	保育を守る会との交流事業	年2回程度、保育を守る会と交流を図る。(別所認定こども園・志染保育所)	教育・保育課
■	人権研修	【再掲1エ】 公立・民間を問わず、幼稚園・認定こども園・保育所に人権推進担当を設置するとともに、市の人権教育指導専門員による人権研修や園内外で開催される人権研修に積極的に参加する。また、保育士に加え、保護者を対象とした人権研修を開催することにより、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりの啓発に努める。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方

ウ	インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、部落差別をはじめ様々な人権侵害について正しい情報を得て、適切に判断できる力を育むため、情報モラル教育を推進します。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	専門研修講座	【再掲1イ】 人間力・学校力向上コース・個を生かす教育コース講座で人権に関する研修を実施する。	教育センター
■	情報モラル研修会	情報モラル教育に関する知識の習得と、子どもへの授業を行うことができる実践力の育成をめざして実施する。	教育センター

②職場

基本計画における今後のあり方

エ	三木市人権・同和教育協議会企業部会を中心に職場内において学習者を学びの主体に据えた研修を推進します。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	三木市人権・同和教育協議会企業部会との連携	人権及び労働・雇用関係機関の資料を企業部会事業所に配布。	商工振興課
□	公正採用選考に関する啓発・研修・指導の支援	人権及び労働・雇用関係機関と連携して啓発を行う。	商工振興課
■	人権研修	【再掲1エ】 公立・民間を問わず、幼稚園・認定こども園・保育所に人権推進担当を設置するとともに、市の人権教育指導専門員による人権研修や園内外で開催される人権研修に積極的に参加する。また、保育士に加え、保護者を対象とした人権研修を開催することにより、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりの啓発に努める。	教育・保育課

人権行政・施策の推進

①総合隣保館の機能強化

基本計画における今後のあり方

オ	全庁を挙げて、人権・同和教育、人権行政・施策推進に取り組みます。
---	----------------------------------

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	全庁を挙げた人権・同和教育、人権行政・施策の推進	各人権課題を明確にし、全庁を挙げて連携しつつ施策を推進する。今年度は基本計画（第3次）に係る2年目の実施計画を策定するとともに取組状況を精査し、取組後の成果と課題を検証する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

カ	人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造に向けた施策展開を図るため、総合隣保館を人権施策の中核施設と位置づけ、人権・同和教育、人権行政・施策推進の総合調整を行う拠点としての機能を強化します。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲1チ】 地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権・同和教育に関する啓発や広報活動を行う。 また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

キ	各種相談窓口を相互につなぐセンターとして、総合隣保館の機能を充実させます。		
---	---------------------------------------	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲1チ】 地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権・同和教育に関する啓発や広報活動を行う。 また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ク	人権問題にかかわるイベント、フォーラムの企画・実施や地域学習活動、文化活動等の支援など人権・同和教育及び啓発推進機能を強化します。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲1チ】 地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権・同和教育に関する啓発や広報活動を行う。 また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。	人権推進課
□	教養文化講座	地区住民の教養文化の向上と地域交流促進のため講座を開催する。	人権推進課
□	子ども教室	幼稚園児、小学校児童を対象に、さまざまな体験を通じて明るく、たくましく、やさしい心が育まれることを目的に、工作教室と夏休み子ども教室を実施する。	人権推進課

□	地域交流事業	各地区(集会所)等において、福祉と自らの生活の向上をめざす事業として、健康教室、福祉講座、親子ふれあい講座、料理教室、子ども工作教室等を実施する。	人権推進課
□	同和教育セミナー	広く市民が同和教育を中心に関心を持って様々な人権問題を正しく理解し、課題の解決のために必要な知識を得る研修の場として3日間開催する。	人権推進課
□	人権フォーラムの開催	【再掲1ソ】 あらゆる人権問題について、市民自らが意見や体験を発表し、人権意識の高揚を図る。	人権推進課
□	隣保館だより発行事業	【再掲1ソ】 隣保館主催事業の募集案内や人権課題の啓発等、内容の充実を図り、毎月発行する。全自治会に回覧(一部各戸配布)するとともに、各行政機関へ配布する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
ケ	総合相談機能、地域福祉対策及び就労支援事業などを強化します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	総合隣保館相談員の設置	地域住民の健康の増進と生活上の相談に応じるため、隣保事業士と商工会議所の派遣職員を置くとともに、さらなる充実を図ることについて検討する。	人権推進課

②学校等

基本計画における今後のあり方	
コ	人権・同和教育を充実させるなど、あらゆる人権教育に取り組みます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、生徒指導、授業研究、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
■	教科・教科外研修会	【再掲2ア】 道徳教育研修部会、人権教育研修部会を中心に、同和教育カリキュラムを含めた年間研修計画に基づき、人権にかかる研修を実施し、人権学習を進める。	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	【再掲1ア】 全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課
■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	【再掲2ア】 全小中学校において、年間指導計画により実践する。その際に、同和教育カリキュラムに沿って、児童生徒の発達段階に応じ、系統的に指導する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課
■	人権・同和教育資料の活用	【再掲2ア】 新任教職員、市外からの転任教職員へ人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」を配布するとともに、各校へ校内研修等での活用を指導する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方	
サ	社会の不均衡が差別的な形で若年層に降りかからないよう学校・企業・行政の連携を図り、進路保障に努めます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	基礎学力定着化事業	【再掲1ア】 全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課

③地域

基本計画における今後のあり方	
シ	一般対策の中で実施されるべき施策については、住宅、道路、市街地整備、介護、福祉、就労、高齢者支援、保育や子育て、青少年育成等の分野ごとに各々の実情を踏まえ、必要な事業を把握し、それらについて効果的かつ計画的に実施します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	園庭開放事業	保育所は月～金曜日、9時から11時まで、幼稚園・こども園は、園の実情に合わせて日時を設定し、親子で遊べる場を提供する。	教育・保育課
□	一般対策の中で実施されるべき施策の効果的かつ計画的な実施	地域における必要事業の調査、把握に努め、毎年度、実施すべき施策を実施計画に定めた上で各所管課において効果的かつ計画的に施策を推進する。	人権推進課
□	地区活動推進幹事会	地区ごとに公民館職員と地区役員で地区活動推進幹事会を開催し、地区の課題や要望を出し合い、年間の事業計画を立案し、実施する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
ス	これまでのまちづくりをとおして培われてきた住民参加方式の経験と方法を入権尊重のまちづくりに活かすよう、同和問題に関わってきた人たちの知恵や活動に学びます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。啓発資料や学習方法・内容を工夫した参加体験型を中心とした住民学習をすべての自治会において実施することをめざすとともに、若年層をはじめ住民学習に参加したことがない方が参加できるような住民学習の実施を働きかける。	人権推進課
□	じんけんフィールドワーク事業	【再掲1ノ】 市内外の入権施設や現地等の視察・調査研修を実施する。 年1～2回の予定。	人権推進課 (三同教)
□	視察研修	同和問題をはじめとする入権課題について、現地を見学したり実物の資料を見るフィールドワークを年2回実施する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
セ	公民館や各種団体、各地区入権・同和教育推進協議会やまちづくり協議会などに対して、学習者を学びの主体に据えた研修を積極的に取り入れるよう働きかけます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	各地区人権・同和教育推進協議会(地推協)の活動支援	【再掲1オ】 各地域において住民学習を円滑に進めるため、年度の前半にリーダー・指導者研修会を計画的に実施する。	生涯学習課
□	(リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施)	【再掲1オ】 人権推進課と公民館が連携して、各地推協の事業を支援する。	人権推進課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。啓発資料や学習方法・内容を工夫した参加体験型を中心とした住民学習をすべての自治会において実施することをめざすとともに、若年層をはじめ住民学習に参加したことがない方が参加できるような住民学習の実施を働きかける。	人権推進課
□	文化祭事業	人権文化の創造と隣保館活動の成果の発表、地域住民との交流の場として、総合隣保館文化祭を実施する。	人権推進課
□	視察研修	【再掲2ス】 同和問題をはじめとする人権課題について、現地を見学したり実物の資料を見るフィールドワークを年2回実施する。	人権推進課
□	じんけんフィールドワーク事業	【再掲1ノ】 市内外の人権施設や現地等の視察・調査研修を実施する。 年1～2回の予定。	人権推進課 (三同教)

基本計画における今後のあり方

ソ	インターネット上に氾濫する情報をうのみにせず、情報を読み解く力を身につけるための研修に取り組みます。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	情報モラル研修会	【再掲2ウ】 情報モラル教育に関する知識の習得と、子どもへの授業を行うことができる実践力の育成をめざして実施する。	教育センター

④相談体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方

タ	差別落書、差別発言、インターネット上での差別書き込みやプライバシー侵害などの差別事象について、人権課題に精通した「人権問題相談専門員(仮称)」の配置を検討し、相談体制の整備・充実に努めます。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
◎	インターネット上の差別書き込みへの対応	【再掲1ト】 インターネット上の差別書き込みの防止、差別の助長や拡散の抑制、差別解消に向けた取組の必要性の啓発を目的として、インターネット差別書き込みモニタリング事業を実施する。	人権推進課
□	総合隣保館相談員の設置	【再掲2タ】 地域住民の健康の増進と生活上の相談に応じるため、隣保事業士と商工会議所の派遣職員を置くとともに、さらなる充実を図ることについて検討する。	人権推進課

人権尊重のまちづくりの展開

①総合隣保館と社会教育施設の充実

基本計画における今後のあり方	
チ	総合隣保館は、その設置の趣旨を踏まえ、人権尊重のまちづくりのための中核施設として、各地域と連携を図りながら人権・同和問題の解決に努めます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲1チ】 地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権・同和問題に関する啓発や広報活動を行う。 また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
ツ	公民館を地域における人権尊重のまちづくりの拠点として三木市人権・同和教育協議会と連携を図りながら人権教育・啓発の推進を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援	【再掲1オ】 各地域において住民学習を円滑に進めるため、年度の前半にリーダー・指導者研修会を計画的に実施する。	生涯学習課
□	（リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲1オ】 人権推進課と公民館が連携して、各地推協の事業を支援する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
テ	総合隣保館は人権尊重のまちづくりに携わる団体等の活動を支援するとともに、それらの団体間の交流及び連携を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	人権教育団体活動助成事業	【再掲1ヒ】 人権学習を目的とした市民でつくるサークルやグループに対して経費の一部を補助するとともに講師紹介などの支援を行う。	人権推進課

②園(所)・学校間の連携、地域との連携体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方	
ト	不登校・引きこもり・いじめや中途退学等の原因とその背景を把握するため、園(所)・小・中・高等学校・特別支援学校間の連携に加え、地域との連携体制を充実・強化します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	小学校区内の連絡会（こども園・保育所・幼稚園・アフタースクール・小学校）	【再掲1ク】 在籍園児の就学先となる小学校へのスムーズな就学に向けて連絡会に参加し、連携を図る。 また、就学後のアフタースクールと小学校との連絡会も実施し、切れ目のない対応を継続する。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
ナ	これまで培われてきた教育事業の内容や手法を継承しつつ対象を校区全体に拡大するなど、すべての幼児・児童生徒が部落差別をはじめ、さまざまな人権課題を学べるよう工夫します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、生徒指導、授業研究、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
■	教科・教科外研修会	【再掲2ア】 道徳教育研修部会、人権教育研修部会を中心に、同和教育カリキュラムを含めた年間研修計画に基づき、人権にかかる研修を実施し、人権学習を進める。	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	【再掲1ア】 全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課
■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	【再掲2ア】 全小中学校において、年間指導計画により実践する。その際に、同和教育カリキュラムに沿って、児童生徒の発達段階に応じ、系統的に指導する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課
■	人権・同和教育資料の活用	【再掲2ア】 新任教職員、市外からの転入教職員へ人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」を配布するとともに、各校へ校内研修等での活用を指導する。	学校教育課
■	家庭訪問・個人相談	地区の事情を踏まえて、保育・子育てに関して、子どもや保護者の必要に応じて個人懇談や家庭訪問を行う。	教育・保育課
■	ふれあい保育	未就園児の会を行い、園行事は、園周辺地域に住んでいる未就園児に知らせ、参加を呼びかける。	教育・保育課
○	教育事業	【再掲1ヒ】 三木市人権教育総合推進事業実施要綱の趣旨にそって、また、教育事業実施要領に基づき、青少年の部、成人の部を実施する。今年度、三木市人権教育総合推進事業実施要綱の改定の年にあたり、改定に向けての協議を行う。	人権推進課

③部落史を研究する団体の育成・支援

基本計画における今後のあり方	
ニ	部落差別の歴史を深く学ぶことにより、身近な社会生活の中にある不合理な慣行や因習をなくす気風を高めるとともに、地域に根ざした伝統文化の掘り起こしとその学習教材化を進めるため研究団体の活動を支援します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	部落史研究事業	三木市内に散在する部落史に関する古文書、その他関係資料を収集し整理する。	人権推進課

3 女性の人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	教育活動全体を通じ、個人の尊厳、男女の平等と相互協力についての学習をさらに充実させるとともに指導に努めます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	男女共同参画の視点に立った指導・計画の推進	各学校において、全教育活動を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重を基盤として、男女の平等や相互理解と協働等について指導する。	学校教育課
□	学校教育における性教育	学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を検討し、保護者や地域の理解を求め、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。	学校教育課
■	男女性差にとらわれない教育・保育	男児も女児も対等な立場に立ち、一人ひとりの個性や能力をひきだし伸ばせるような関わりや支援をしていく。個人のよさを十分に認める教育・保育をすすめる。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
イ	デートDV等防止のため教育・啓発に努めます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	DV防止教育の推進	三同教や男女共同参画センターと連携して市内中学校でDV防止教育を実施する。	学校教育課

②職場

基本計画における今後のあり方	
ウ	長時間労働が、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を妨げている大きな要因であることから、事業主に対し労働時間短縮の啓発を行います。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	企業に対する男女共同参画についての普及啓発	労働・雇用関係機関のワーク・ライフ・バランスの資料を市内企業に配布し、男女共同参画についての普及啓発を図り、女性の活躍や社会進出を推進する。	商工振興課
□	兵庫労働局と連携した労働相談体制の普及啓発	国が開設する労働相談窓口へ誘導を図る。	商工振興課
□	市職員への男女共同参画に関する研修会	男女共同参画センターが開催するセミナー等への参加を呼びかける。	総務課

基本計画における今後のあり方	
エ	講座及び研修により、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」及び「女性活躍推進法」に関する啓発に努めます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催	固定的性別役割分担意識の解消を始めとした、男女共同参画社会の実現に向けた講座を開催する。	人権推進課
□	育児休業・介護休業制度の普及啓発	労働・雇用関係機関の資料配布等により啓発を行う。	商工振興課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
オ	男女平等についての指導と個性や能力を生かした教育を推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	男女共同参画の視点に立った指導・計画の推進	【再掲3ア】 各学校において、全教育活動を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重を基盤として、男女の平等や相互理解と協働等について指導する。	学校教育課
□	学校教育における性教育	【再掲3ア】 学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を検討し、保護者や地域の理解を求め、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。	学校教育課
■	男女性差にとらわれない教育・保育	【再掲3ア】 男児も女児も対等な立場に立ち、一人ひとりの個性や能力をひきだし伸ばせるような関わりや支援をしていく。個人のよさを十分に認める教育・保育をすすめる。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
カ	教職員等が意欲的に職務に取り組むことができるハラスメント等のない職場環境を構築します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	男女共同参画に関する教職員研修会	校長への研修を実施する。	学校教育課

②地域

基本計画における今後のあり方	
キ	自治会等に女性役員登用への働きかけを促進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	自治会等の女性役員登用促進	役員改選時期に各自治会へ女性役員登用を働きかける。	市民協働課

基本計画における今後のあり方

ク	地域活動において、男女が共に参画できるような情報や学習機会を提供します。		
---	--------------------------------------	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。啓発資料や学習方法・内容を工夫した参加体験型を中心とした住民学習をすべての自治会において実施することをめざすとともに、若年層をはじめ住民学習に参加したことがない方が参加できるような住民学習の実施を働きかける。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ケ	あらゆる分野のあらゆる場で、女性が政策決定できる場面に参画するような仕組みを構築します。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	審議会等委員の選任に関する指針（平成18年5月1日制定）に沿った公募委員及び女性委員の積極的登用	各種審議会や協議会、懇話会等への公募委員の登用を行う。また、女性委員の割合を4割以上とするように努める。	総務課

基本計画における今後のあり方

コ	固定的性別役割分担意識や性差別の要因となる昔からの固定観念及び古い慣習などの払拭や意識改革に向けた学習の機会を提供します。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	男女共同参画に関する情報誌の発行	男女共同参画センターの情報誌「こらぼーよ」を4回発行し、講座案内、各種相談、自主学習グループの紹介など、男女共同参画社会実現に向けた啓発を行う。	人権推進課
■	男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催	【再掲3エ】 固定的性別役割分担意識の解消を始めとした、男女共同参画社会の実現に向けた講座を開催する。	人権推進課

③職場

基本計画における今後のあり方

サ	あらゆる職種において関係機関と協力し、採用、昇進、給料、待遇、就業の継続、管理職の登用等の男女平等の普及を促進します。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	市職員への男女共同参画に関する研修会	【再掲3ウ】 男女共同参画センターが開催するセミナー等への参加を呼びかける。	総務課
□	企業に対する男女共同参画についての普及啓発	【再掲3ウ】 労働・雇用関係機関のワーク・ライフ・バランスの資料を市内企業に配布し、男女共同参画についての普及啓発を図り、女性の活躍や社会進出を推進する。	商工振興課

基本計画における今後のあり方	
シ	女性の職業能力向上に向けて支援します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	市職員への男女共同参画に関する研修会	【再掲3ウ】 男女共同参画センターが開催するセミナー等への参加を呼びかける。	総務課

基本計画における今後のあり方	
ス	農業や商工業等の自営業における女性の能力開発を支援するとともに参画を促進し、女性がいきいきと働ける環境整備を推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	家族経営協定の普及	家族経営が中心の農業経営を担う世帯員相互間のルールを文書化した「家族経営協定」の普及に向け、家族(夫婦)による就農の相談時やケースの把握時に随時啓発する。	農業振興課
■	保育体制の整備	幼保一体化を進める中で、安心して働けるための条件整備をしていく。	教育・保育課

④女性が安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方	
セ	性犯罪、買春、DV、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為などの肉体的、性的、心理的なあらゆる暴力から女性を守るために、関係機関と民間団体等が連携を密にし、人権啓発に努めるとともに相談・支援等の充実を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	庁内DV対策連携会議の開催	課長級を対象とした会議を年1回、係長級を対象とした実務者会議を年2回開催し、DV被害者の支援を迅速に効率に行えるよう関係各課の連携を深める。	配偶者暴力相談支援センター
■	DV相談・支援体制の充実	相談体制を充実するとともに、庁内関係部署や関係機関とも連携して被害者を支援する。	配偶者暴力相談支援センター
■	配偶者等に対する暴力の防止と根絶に向けた啓発	DVに関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展を開催し、市民に啓発する。	人権推進課

■	性犯罪、売買春、ストーカー行為等への防止対策の実施	庁内関係部署や警察等関係機関と連携し早期発見に取り組むとともに、関係機関と連携し、被害者の安全確保のために早期に対応する。	配偶者暴力相談支援センター
■	女性のための相談	女性が直面する様々な問題に対応するため、女性のための相談を実施する。	人権推進課
■	女性のための弁護士相談	配偶者や恋人間のトラブル(DV、離婚、借金、ストーカー被害)などの女性の悩みについて弁護士が相談を行う。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ソ	女性の視点を踏まえた防災計画を策定し、市民へ周知します。また、災害時におけるDVや性暴力被害を防止するための支援体制を整えます。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
◎	災害時のDVや性暴力被害の防止に対する取組	市職員を対象に、男女共同参画の視点に立った避難所の運営に関する研修を行い、災害時のDVや性暴力被害防止に対する意識を高める。	配偶者暴力相談支援センター

⑤ (男女共同参画センター機能の充実)

基本計画における今後のあり方

タ	男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、図書、資料、講座、交流、情報提供等の充実と強化を図ります。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	男女共同参画に関する情報誌の発行	【再掲3コ】 男女共同参画センターの情報誌「こらぼーよ」を4回発行し、講座案内、各種相談、自主学習グループの紹介など、男女共同参画社会実現に向けた啓発を行う。	人権推進課
■	男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催	【再掲3エ】 固定的性別役割分担意識の解消を始めとした、男女共同参画社会の実現に向けた講座を開催する。	人権推進課
■	男女共同参画センター機能の充実	男女共同参画に関する図書や資料の充実に努めるとともに、男女共同参画センター運営委員会と協議し、様々なテーマの講座を開催する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

チ	女性に関するあらゆるニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談体制を充実させます。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	女性のための相談	【再掲3セ】 女性が直面する様々な問題に対応するため、女性のための相談を実施する。	人権推進課
■	女性のための弁護士相談	【再掲3セ】 配偶者や恋人間のトラブル(DV、離婚、借金、ストーカー被害)などの女性の悩みについて弁護士が相談を行う。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
ツ	就労や起業に関する支援の充実を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	一時預かり	市内民間認定こども園12園の1号認定児童(9:00～14:00受入れ)の14:00以降の預かり保育及び在園児以外の緊急時の一時的な預かり保育の実施に対し、当事業を円滑に進めていくため補助金を交付する。	教育・保育課
■	休日保育事業	清心認定こども園、あけぼの認定こども園の2園での実施に対し、当事業を円滑に進めていくため、給付費に加算して支払う。	教育・保育課
■	アフタースクール事業の運営	市内全小学校の児童を対象に13か所のアフタースクールで児童を受け入れる。	教育・保育課
■	女性のための働き方セミナー	今年度はインターネットを使った起業を考えている女性、興味がある女性向けのセミナーと、ワーク・ライフ・バランスのセミナーを開催する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
テ	男性の家事・育児・介護への参画の促進を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	子育てや介護にかかる支援	必要に応じた介護保険サービスの利用促進を図っていく。	介護保険課
■	男性のための料理講座の開催	男性の家事への参画を促進するため、男性のための料理講座を開催する。	人権推進課

人権尊重のまちづくりの展開

①男女共同参画社会に向けた市民参画の促進

基本計画における今後のあり方	
ト	女性があらゆる場で活躍していくために、様々な知識や経験を持つ市民の参画を促進し、男女共同参画社会の実現に向けた事業の企画・運営を市民自ら行っていく体制を推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	審議会等委員の選任に関する指針(平成18年5月1日制定)に沿った公募委員及び女性委員の積極的登用	【再掲3ヶ】 各種審議会や協議会、懇話会等への公募委員の登用を行う。また、女性委員の割合を4割以上とするように努める。	総務課
■	婦人会活動の支援	助成金を交付し活動を支援する。	生涯学習課
■	女性セミナー	各公民館において女性セミナーを実施する。	生涯学習課

■	市民企画講座の募集、開催	市民でつくる団体、グループが企画する男女共同参画に関する講座を募集し、講座の実施のための支援を行う。	人権推進課
---	--------------	--	-------

②男女共同参画社会をめざした市民グループの育成

基本計画における今後のあり方			
ナ	男女共同参画に取り組む団体・グループづくりを支援し、既存の団体・グループの力量アップやグループ間の交流を促進します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	男女共同参画に取り組むグループへの支援	男女共同参画センターの登録団体の活動を支援する。	人権推進課

4 子どもの人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	園(所)・学校では、全保育・教育活動を通じて、乳幼児・児童生徒の人権意識の高揚と定着を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	いじめ不登校フォーラム	子どもが主体的にいじめや不登校問題を解決していくために、親や教師等子どもの教育に携わる大人が果たす役割や支援の在り方について研修するとともに、いじめや不登校問題解決の気運を醸成する。	教育センター

基本計画における今後のあり方	
イ	障害、多文化、多様な性のあり方等について理解できるよう、園(所)・学校での教育・啓発活動を推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	学校教育における性教育	【再掲3ア】 学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を検討し、保護者や地域の理解を求め、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。	学校教育課
■	特別支援教育	個を生かす教育コース研修で、特別支援教育に関する研修を行う。	教育センター

基本計画における今後のあり方	
ウ	多様性を尊重しながら健やかな心身を育む教育を推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育	各園で受け入れをする。また、必要に応じて特別支援員を配置し、専門機関とも連絡を密にとり、必要に応じて保育者も同席する。 各園に特別支援コーディネーターを配置し、校種間の連絡の窓口になったり、保護者の相談に応じたりする。 専門機関より来園・来所してもらい、個々に応じた支援の仕方の指導を受ける。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
エ	主体的に自分の進路を選択できるようキャリア教育の充実を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	専門研修講座	【再掲1イ】 人間力・学校力向上コース・個を生かす教育コース講座で人権に関する研修を実施する。	教育センター

□	トライやる・ウィークの実施	自尊感情の高揚、社会的自立心の育成、社会活動への参画意識の高揚等「トライやる・ウィーク」等の趣旨を企業に周知するとともに、引き続き企業等との連携強化に努める。	学校教育課
---	---------------	---	-------

基本計画における今後のあり方

オ	インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、正しい情報を得て、適切な判断ができる力を育むため、情報モラル教育を推進します。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	情報モラル研修会	【再掲2ウ】 情報モラル教育に関する知識の習得と、子どもへの授業を行うことができる実践力の育成をめざして実施する。	教育センター

②職場

基本計画における今後のあり方

カ	子どもが親と家庭で過ごす時間を増やすため、職業生活と家庭・地域生活との両立に配慮した企業等の先進的な取組事例を紹介するとともに、育児休業制度、フレックスタイム制度や在宅勤務等、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランス等について啓発します。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	企業に対する男女共同参画についての普及啓発	【再掲3ウ】 労働・雇用関係機関のワーク・ライフ・バランスの資料を市内企業に配布し、男女共同参画についての普及啓発を図り、女性の活躍や社会進出を推進する。	商工振興課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方

キ	園(所)・学校において乳幼児・児童生徒の発達段階に応じた体系的な人権教育の課題を設定するとともに、それに応じた教員の研修を実施し、指導力の向上に努めます。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	全領域における人権教育	【再掲1ア】 各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。 また、指導主事が学校訪問を行い指導助言を行う。	学校教育課
■		【再掲1ア】 全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、この計画にもとづき教育・保育を実施する。	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲1ア】 異年齢集団による学習活動や市内小学校・特別支援学校6年生交流事業、連合音楽会等、学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課

基本計画における今後のあり方

ク	認定こども園、保育所、幼稚園においては、家庭や地域と連携し、子どもが安全に安心して、心身ともに健やかに生活できる環境づくりに努め、人に対する愛情と信頼感、みんなで支え合う心を育てるとともに、自主、協調の態度や社会性の芽生えを培う就学前教育・保育に取り組めます。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課

基本計画における今後のあり方

ケ	いじめ、不登校、問題行動等の未然防止に向けた自尊感情の育成や命の大切さを実感させる教育活動を推進します。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ防止教育	中学生を対象に弁護士による出前授業、市民、教員等を対象に出前ミニ講座、PTAを対象に講演会等を実施し、いじめ防止教育を行う。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

コ	いじめの未然防止と積極的な認知、早期発見、早期対応に向けた組織的な指導・相談体制の充実を図ります。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	いじめ不登校フォーラム	【再掲4ア】 子どもが主体的にいじめや不登校問題を解決していくために、親や教師等子どもの教育に携わる大人が果たす役割や支援の在り方について研修するとともに、いじめや不登校問題解決の気運を醸成する。	教育センター
□	ネット見守り隊	特別監視員にインターネット上に投稿された書込み等の監視を依頼し、毎月その結果の報告を受け、問題事案については、学校教育課から各学校に連絡し、指導に当たる。	青少年センター

基本計画における今後のあり方

サ	児童生徒の不登校や問題行動等に対し、背景にある多様化、複雑化した課題解決や組織的な対応に向けた指導体制の確立と、家庭・地域・関係機関等との積極的な連携を図ります。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	関係機関との連携	関係機関との連絡調整を行い、必要に応じてケース連絡会議等を実施する。	学校教育課
□	いじめ不登校フォーラム	【再掲4ア】 子どもが主体的にいじめや不登校問題を解決していくために、親や教師等子どもの教育に携わる大人が果たす役割や支援の在り方について研修するとともに、いじめや不登校問題解決の気運を醸成する。	教育センター
□	ネット見守り隊	【再掲4コ】 特別監視員にインターネット上に投稿された書込み等の監視を依頼し、毎月その結果の報告を受け、問題事案については、学校教育課から各学校に連絡し、指導に当たる。	青少年センター

基本計画における今後のあり方	
シ	障がいのある子ども、外国にルーツをもつ子ども、性的少数者、家庭でのあり方等について、一人一人の子どもの事情や背景を踏まえた教育的ニーズを把握し、生活や学習上の課題に応じ、適切に対応します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	青少年悩みの相談	【再掲1タ】 青少年カウンセラー、1名を週4日、1名を週1日で実施する。 A6サイズのヤングテレホン紹介カードを小・中・特別支援学校の各児童生徒に1枚配布する。	教育センター
■	特別支援教育	【再掲4ウ】 各園で受け入れをする。また、必要に応じて特別支援員を配置し、専門機関とも連絡を密にとり、必要に応じて保育者も同席する。 各園に特別支援コーディネーターを配置し、校種間の連絡の窓口になったり、保護者の相談に応じたりする。 専門機関より来園・来所してもらい、個々に応じた支援の仕方の指導を受ける。	教育・保育課
■		【再掲4シ】 個を生かす教育コース研修で、特別支援教育に関する研修を行う。	教育センター
□	発達教育相談	発達に遅れや偏りのある児童生徒について、医師による面接相談を第4金曜日の14:00～17:00に実施する。	教育センター
□	あんしん相談	【再掲1セ】 支援の必要な子どもや障がいのある方の悩みや支援について、関係各課、学校園所、療育機関と連携し相談支援を実施する。電話相談は月～金曜日の9:00～17:00。面接相談は予約の上実施する。	教育センター

基本計画における今後のあり方	
ス	地域とともに子どもを育むため「地域とともにある学校」をめざすとともに様々な媒体を通じ、積極的に情報を発信します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	小学校区内の連絡会（こども園・保育所・幼稚園・アフタースクール・小学校）	【再掲1ク】 在籍園児の就学先となる小学校へのスムーズな就学に向けて連絡会に参加し、連携を図る。 また、就学後のアフタースクールと小学校との連絡会も実施し、切れ目のない対応を継続する。	教育・保育課
■	園庭開放事業	【再掲2シ】 保育所は月～金曜日、9時から11時まで、幼稚園・こども園は、園の実情に合わせて日時を設定し、親子で遊べる場を提供する。 参加できそうな遊びや行事に誘う。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
セ	教職員等の人権感覚を磨き、一人一人を大切にしたい学級づくりや人権課題の解決に積極的に取り組む態度の向上を図るため、キャリアステージに応じた専門性と実践的指導力等の向上に向けた取組を充実させます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修（服務・接遇、生徒指導、授業研究、人権教育、学級づくり等）を実施する。	学校教育課

■	校内研修会	【再掲1ア】 各学校における、児童生徒の実態をもとに、教員の指導力向上、授業改善等にかかる研修を計画的に実施する。	学校教育課
□	中堅教員研修会	【再掲1イ】 個を生かす教育コース講座で人権に関する研修を実施する。	教育センター

②地域

基本計画における今後のあり方			
ソ	地域で安心して子育てができる環境をつくるため、子育て中の保護者を対象に、親子の交流を促進する子育てキャラバンの実施や地域住民同士の助け合いで実施するファミリーサポートセンター事業等の普及や啓発を行います。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	病児・病後児保育	保護者が就労等により子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、「病児・病後児保育室ノア」において、病気の児童を一時的に保育する。 また、制度の周知を図るため、各認定こども園等へパンフレットを配布する。	子育て支援課
□	育児ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、育児の援助を行いたい人(協力会員)とが、お互いに会員となって、子どもを預けたり預かったりすることで、子育て中の人を地域で支える。 また、会員数が減少しないよう、広報活動等を行う。	子育て支援課
□	子育てキャラバン	子育て中の親子を対象に遊びや交流の場の提供や子育てに関する情報提供、子育てに悩む保護者からの相談を受けるなど地域の公民館等において「子育てキャラバン」を開催し地域に根ざした子育て支援を行う。	子育て支援課
□	赤ちゃん絵本のふれあい事業-ブックスタート-	①乳児健診ですべての赤ちゃんに保護者に絵本・バッグ・絵本リストなどをプレゼントし、絵本とふれあうことの大切さを読み聞かせなどによって伝える。 ②1歳6か月児健診で絵本リスト・図書館案内等の配布、絵本の読み聞かせと相談等に取り組む。	図書館

基本計画における今後のあり方			
タ	子どもたちに地域の一員としての自覚を持たせるとともに社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人との交流活動及び共同学習の充実に努めます。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	地域の行事とのふれあい	公民館に子どもの作品を展示する。 地域の老人会と一緒に花植えをする等交流を図っていく。	教育・保育課
□	人権の花運動の支援	法務局が実施している人権の花運動を支援することにより、子どもと高齢者の顔の見える交流の機会を創出する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
チ	民生委員・児童委員や地域の方々の協力を得て、虐待やいじめの疑いがある子どもを速やかに発見、保護できるよう関係機関、相談機関への通報方法等の広報、啓発を行います。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ防止啓発事業	ポスター掲示、パネル展示や、子どもいじめ防止センターだよりを発行し、いじめ防止啓発を行う。	人権推進課
□	いじめ不登校フォーラム	【再掲4ア】 子どもが主体的にいじめや不登校問題を解決していくために、親や教師等子どもの教育に携わる大人が果たす役割や支援の在り方について研修するとともに、いじめや不登校問題解決の気運を醸成する。	教育センター
■	DVのある家庭の子どもに対する支援	子どもの目の前で行われるDVは、子どもへの虐待にあたるとの認識のもと、要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見、救済に努める。	配偶者暴力相談支援センター

基本計画における今後のあり方

ツ	子どもが地域で安心して生活できるよう地域の環境を整備するとともに、子育て中の保護者の意見を取り入れた地域づくりを推進します。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	一時預かり	【再掲3ツ】 市内民間認定こども園12園の1号認定児童(9:00~14:00受入れ)の14:00以降の預かり保育及び在園児以外の緊急時の一時的な預かり保育の実施に対し、当事業を円滑に進めていくため補助金を交付する。	教育・保育課
■	休日保育事業	【再掲3ツ】 清心認定こども園、あけぼの認定こども園の2園での実施に対し、当事業を円滑に進めていくため、給付費に加算して支払う。	教育・保育課
□	青少年補導委員による補導活動	各班毎に月2回以上の深夜補導を実施する。また、神社の春・秋の祭礼や地域の夏祭り等に特別巡回補導を実施する。	青少年センター

基本計画における今後のあり方

テ	地域の素材や人材を活用した教育活動を推進します。
---	--------------------------

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	小学生事業「やってみよういろいろ体験」	小学生が工作や体験教室、施設見学などの児童館行事を通じて、他地域の児童や異年齢児との交流や多世代にわたる児童センターの利用を促進して行く。	子育て支援課

③企業等

基本計画における今後のあり方

ト	自尊感情の高揚、社会的自立心の育成、社会活動への参画意識の高揚等「トライやる・ウィーク」等の趣旨を企業に周知するとともに、引き続き企業等との連携強化に努めます。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	トライやる・ウィークの実施	【再掲4エ】 自尊感情の高揚、社会的自立心の育成、社会活動への参画意識の高揚等「トライやる・ウィーク」等の趣旨を企業に周知するとともに、引き続き企業等との連携強化に努める。	学校教育課

④子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方	
ナ	子どもの人権が侵害されている状況を把握するための仕組みづくりと啓発に取り組みます。また、子どもの権利を侵害している環境、慣行、意識等に対して改善に向けて働きかけるなど、子どもの人権を守る体制を整備します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ防止啓発事業	【再掲4チ】 ポスター掲示、パネル展示や、子どもいじめ防止センターだよりを発行し、いじめ防止啓発を行う。	人権推進課
□	いじめ不登校フォーラム	【再掲4ア】 子どもが主体的にいじめや不登校問題を解決していくために、親や教師等子どもの教育に携わる大人が果たす役割や支援の在り方について研修するとともに、いじめや不登校問題解決の気運を醸成する。	教育センター
■	DVのある家庭の子どもに対する支援	【再掲4チ】 子どもの目の前で行われるDVは、子どもへの虐待にあたるとの認識のもと、要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見、救済に努める。	配偶者暴力相談支援センター

基本計画における今後のあり方	
ニ	子どもを犯罪被害から守るため、関連機関との連携を強化し、犯罪に関する情報を共有するなど犯罪被害防止に努めます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	ネット見守り隊	【再掲4コ】 特別監視員にインターネット上に投稿された書込み等の監視を依頼し、毎月その結果の報告を受け、問題事案については、学校教育課から各学校に連絡し、指導に当たる。	青少年センター
□	関係機関との連携	【再掲4サ】 関係機関との連絡調整を行い、必要に応じてケース連絡会議等を実施する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方	
ヌ	関係機関の連携を強化し、子どもの虐待を予防するとともに救済体制を整備します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	関係機関との連携	【再掲4サ】 関係機関との連絡調整を行い、必要に応じてケース連絡会議等を実施する。	学校教育課
■	専門機関との連携	保健師、家庭相談員、臨床心理士、言語療法士、コーディネーターなど関係機関との連携、連絡を密にとる。	教育・保育課
■	DVのある家庭の子どもに対する支援	【再掲4チ】 子どもの目の前で行われるDVは、子どもへの虐待にあたるとの認識のもと、要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見、救済に努める。	配偶者暴力相談支援センター
□	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見・防止のため、地域の関係機関や関係者が共通認識を持ち、連携を密にして取り組むため設置する。 また、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含めた要保護児童や要支援児童等について関係機関と情報交換しながら支援内容を協議する。	子育て支援課

基本計画における今後のあり方	
ネ	虐待をはじめとする不適切な監護・養育とならないよう的確に助言・指導できる体制を整備します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	子育て相談事業	子育て支援総合窓口において、子育て支援サービスの利用や子育て不安など子育て全般の相談を受ける。	子育て支援課
□	家庭児童相談事業	18歳未満の児童について、子どものしつけや家庭環境など、家庭での養育に関する問題について、専門的な見地から相談指導を行う。	子育て支援課
□	ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭を対象に、子どもの養育や、離婚問題など生活全般に関する相談を行う。また、就労相談や各種資金の貸付等、経済的安定と自立を目指して支援する。	子育て支援課
□	要保護児童対策地域協議会	【再掲4ヌ】 児童虐待の早期発見・防止のため、地域の関係機関や関係者が共通認識を持ち、連携を密にして取り組むため設置する。 また、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含めた要保護児童や要支援児童等について関係機関と情報交換しながら支援内容を協議する。	子育て支援課
■	専門機関との連携	【再掲4ヌ】 保健師、家庭相談員、臨床心理士、言語療法士、コーディネーターなど関係機関との連携、連絡を密にとる。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
ノ	貧困の状況にある子どもが、生まれ育った環境などによる不合理な不利益を被ることのないよう、健やかに育成される環境の整備や、教育の機会均等の確保をはじめとする子どもの貧困対策を総合的に推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	子どもの貧困対策事業	ネグレクト等により家庭での養育が十分でない要支援児童を対象に、生活力の向上のため、子ども料理教室を開催する。生活困窮世帯を対象に宅食を実施、食品配達をきっかけに、気軽にできる関係をつくり相談や必要なサービスにつなげる。	子育て支援課

⑤相談体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方	
ハ	いじめ、不登校、引きこもり等についての相談体制を整備し、心理面のサポートや人間関係をはじめとする環境調整の継続的かつ、きめ細かな支援に取り組みます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	家庭訪問・個人相談	【再掲2ナ】 地区の事情を踏まえて、保育・子育てに関して、子どもや保護者の必要に応じて個人懇談や家庭訪問を行う。	教育・保育課
□	青少年悩みの相談	【再掲1タ】 青少年カウンセラー、1名を週4日、1名を週1日で実施する。 A6サイズのヤングテレホン紹介カードを小・中・特別支援学校の各児童生徒に1枚配布する。	教育センター

基本計画における今後のあり方	
ヒ	虐待やいじめの相談窓口の周知に努め、子ども自身が安心して相談できるよう啓発します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ相談	いじめに特化した相談窓口を開設し、電話及び面接による相談を実施する。	人権推進課

⑥センター機能の充実

基本計画における今後のあり方	
フ	青少年を有害な環境から守るため、補導活動、有害環境浄化運動、広報・啓発活動、研修会の実施を関係機関と連携しながら実施するため「三木市青少年センター」の機能を充実させます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	青少年悩みの相談	【再掲1タ】 青少年カウンセラー、1名を週4日、1名を週1日で実施する。 A6サイズのヤングテレホン紹介カードを小・中・特別支援学校の各児童生徒に1枚配布する。	教育センター
□	ママさんパトロール	年3回、市内中学校PTA役員、小学校PTA役員、更生保護女性会、補導委員会役員と青少年センター職員が参加し、量販店で店舗内パトロールと啓発グッズ等の配布を行い、青少年の健全育成及び非行・被害防止に向けた取組を実施する。	青少年センター
□	青少年補導委員による補導活動	各班毎に月2回以上の深夜補導を実施する。また、神社の春・秋の祭礼や地域の夏祭り等に特別巡回補導を実施する。	青少年センター
□	青少年健全育成ポスターによる啓発	青少年自身が作成した作品をポスターにするために、小・中・特別支援学校へ作品募集の依頼を行い実施する。	青少年センター
□	ネット見守り隊	【再掲4コ】 特別監視員にインターネット上に投稿された書込み等の監視を依頼し、毎月その結果の報告を受け、問題事案については、学校教育課から各学校に連絡し、指導に当たる。	青少年センター
□	有害図書回収（白ポスト巡回点検）	県が制定している青少年愛護条例の概略版を配布し、青少年健全育成に係わる認識を深めると共に、青少年に有害とされる図書類等の回収に当たった。各白ポストを月2回程度点検できるように毎月第1週月・木、第2週火・金、3週月・木、第4週火・金曜日の計8回、点検回収する。	青少年センター

基本計画における今後のあり方	
へ	子どもの命と人権を守るため、「三木市子どもいじめ防止センター」と学校など関係機関が連携し、いじめの防止及び解決を図り、いじめは絶対に許さないまちづくりを推進し、子どもが安心して生活し育つ環境をつくります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ防止啓発事業	【再掲4チ】 ポスター掲示、パネル展示や、子どもいじめ防止センターだよりを発行し、いじめ防止啓発を行う。	人権推進課

■	子どものいじめ相談	【再掲4ヒ】 いじめに特化した相談窓口を開設し、電話及び面接による相談を実施する。	人権推進課
■	子どものいじめ防止教育	【再掲4ケ】 中学生を対象に弁護士による出前授業、市民、教員等を対象に出前ミニ講座、PTAを対象に講演会等を実施し、いじめ防止教育を行う。	人権推進課

人権尊重のまちづくりの展開

①子どもの意見を大切にしたいまちづくり

基本計画における今後のあり方			
ホ	意見を言う権利、表現する自由、情報発信する自由など子どもの意見表明権を尊重するとともに、子どもが社会の重要な構成員であるとの認識と自覚を培っていくために、子どもの意見を大切にしたいまちづくりに取り組みます。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課

②地域社会での体験活動の充実

基本計画における今後のあり方			
マ	子どもを健やかに育むため、地域社会の中で多様な人間関係に支えられた豊富な体験活動の機会の充実に努めます。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	子育てキャラバン	【再掲4ソ】 子育て中の親子を対象に遊びや交流の場の提供や子育てに関する情報提供、子育てに悩む保護者からの相談を受けるなど地域の公民館等において「子育てキャラバン」を開催し地域に根ざした子育て支援を行う。	子育て支援課
■	公共交通教室	依頼に基づき市内小学校、シルバー教室等を対象とした公共交通教室を開催する。	交通政策課
■	園庭開放事業	【再掲2シ】 保育所は月～金曜日、9時から11時まで、幼稚園・こども園は、園の実情に合わせて日時を設定し、親子で遊べる場を提供する。 参加できそうな遊びや行事に誘う。	教育・保育課
■	ふれあい保育	【再掲2ナ】 未就園児の会を行い、園行事は、園周辺地域に住んでいる未就園児に知らせ、参加を呼びかける。	教育・保育課
■	地域の行事とのふれあい	【再掲2タ】 公民館に子どもの作品を展示する。 地域の老人会と一緒に花植えをする等交流を図っていく。	教育・保育課
■	乳幼児・家庭教育学級	公民館において乳幼児教育・保護者教育学級を実施する。	生涯学習課
■	子育てグループの活動場所の提供	子育てグループに公民館の場所を提供して活動を支援する。	生涯学習課

③地域とともにある園(所)・学校づくりの推進

基本計画における今後のあり方	
ミ	学校、保護者、地域がより一層連携し、地域全体で子どもを育むことにより、子どもが将来育った場所で活躍できるような体制づくりを推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	三木市子ども・子育て支援事業計画の進行管理	計画素案をみきっこ未来応援協議会において意見聴取を行い、素案完成後にパブリックコメントを実施し、意見聴取およびパブリックコメントの意見を反映し計画を作成する。	子育て支援課
◎	三木市ふれあいサロン活動促進事業	地域で広く開かれ、見守りや共に支え合う集いの場を作り、高齢者、障がいのある方や児童及びその保護者並びに家に閉じこもりがちな方が地域でいきいきとした生活を送るためのサロン活動を支援する。	福祉課

5 高齢者の人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	園(所)・学校では、発達段階に応じて高齢者の今のありよう(困ることや喜びなど)やこれまで高齢者が培ってきた知識や経験(体験)などを子どもたちに伝えていきます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	地域文化伝承事業	認定こども園や小、中学校等で地域文化の伝承を行い、世代間交流ができるように指導者派遣を支援する。	福祉課

基本計画における今後のあり方	
イ	高齢者との共同活動や交流などの体験を通して、「顔」の見える一人一人の出会いを大切にしたい学びを推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	人権の花運動の支援	【再掲4タ】 法務局が実施している人権の花運動を支援することにより、子どもと高齢者の顔の見える交流の機会を創出する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
ウ	認知症の人を含む高齢者への理解を深める福祉学習を推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	学校等における認知症サポーター養成講座の開催	学校等において、認知症の人を含む高齢者への理解を深める福祉学習として、認知症サポーター養成講座を開催する。	介護保険課

②職場

基本計画における今後のあり方	
エ	介護が必要な高齢者が地域で暮らすためには、家族の協力が必要であることから、職場で介護休暇を安心して取得できるよう、企業等に対して啓発します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	育児休業・介護休業制度の普及啓発	【再掲3エ】 労働・雇用関係機関の資料配布等により啓発を行う。	商工振興課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
オ	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を推進する中で、高齢者の参画を促し、地域の子どもを情緒豊かに育てることにより、高齢者のいきがいづくりに努めます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	生きがいがづくりと社会参加の促進	高齢者に適した仕事を提供するシルバー人材センターや社会参加や生きがいがづくりのために各種講座を開設する高齢者福祉センターの運営を支援する。	福祉課
□	地域文化伝承事業	【再掲5ア】 認定こども園や小、中学校等で地域文化の伝承を行い、世代間交流ができるように指導者派遣を支援する。	福祉課

②地域

基本計画における今後のあり方			
力	高齢者福祉・介護のサービス事業者、行政、住民が連携し、地域全体で高齢者やその家族を支えることのできる地域福祉のネットワーク構築に努めます。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	緊急通報体制整備事業	センターからの救急要請は、電話により通報が入るため、引き続き機器の保守維持管理に努める。※介護保険課の隔年契約により、今年度より、安心センターから大阪ガスセキュリティーセンターへと変更になりFAXによる通報はなくなった。	消防本部
□	社会福祉協議会との連携	災害時要援護者の安全を図るため、行政や地域などとの連携を強化する。	福祉課
□		社会福祉協議会からの専門職員の派遣や在宅介護支援センターの運営管理を指定管理委託することで、社会福祉協議会の経験とネットワークを活かし、より手厚い高齢者福祉を推進する。	介護保険課
□	NPO法人との連携	介護保険課の運営協議会等に委員として参加してもらうことにより連携を図る。	介護保険課
□	介護支援専門員の資質向上	介護支援専門員を対象とした研修会を実施し、資質向上を図る。また、多職種との連携強化を図るために連絡会を実施していく。	介護保険課
□	家族介護支援事業（家族介護教室）	介護者の介護教室を定期的に開催する。	介護保険課
□	認知症高齢者対応型グループホーム	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が適正な運営を行うよう指導し、また、運営推進会議に参加する。	介護保険課
□	地域ケア会議	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケア会議を継続開催し充実させていく。	介護保険課
□	生活支援体制整備事業	高齢者等が地域で安心して暮らしていくための支え合いの地域づくりを行う。	介護保険課
□	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。	介護保険課
■	災害時要援護者支援体制の整備	福祉部局と連携し、災害時要援護者名簿の整備を図る。	危機管理課
□	命のカプセル	命のカプセルについて広報活動を行い、利用促進を図る。	危機管理課
□	地域健康・介護・福祉巡回教室（相談）	介護保険地域支援事業として、介護予防教室や家族介護教室を実施する。	介護保険課

基本計画における今後のあり方	
キ	公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を進めます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	道路改築事業 社会資本整備総合交付金事業（国庫補助）	次の路線においてバリアフリー法に基づく歩道設置を含めて、改良計画を進める。 ・加佐草加野線 ・岩宮大村線 ・稲田中央線	道路河川課
□	道路維持補修事業 道路側溝修繕事業	要望箇所及び危険箇所について、道路側溝修繕工事等を市内全域で実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
□	生活道路整備事業 生活道路の改良、路側整備事業	次の工事を実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。 ・要望箇所及び危険箇所について、路側整備工事を市内全域で実施。	道路河川課
□	福祉のまちづくり事業 歩道の設置・改良及び交差点改良事業	緑が丘地域等でバリアフリー法に基づく段差解消工事を実施する。	道路河川課
□	交通安全施設整備事業 道路区画線、防護柵等設置事業	要望箇所及び危険箇所について、道路区画線、防護柵等の安全施設工事を実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
■	市営住宅のバリアフリー化	市営住宅の共用階段部の手すりの改修を行う。	建築住宅課
□	福祉のまちづくり事業	特定施設等の建築時に兵庫県福祉のまちづくり条例に基づいて、高齢者や障がい者などすべての人が安全・安心に利用できるよう指導する。	福祉課
□	住宅改造助成事業	住宅改造助成（一般型・特別型）を継続して実施する。	介護保険課

基本計画における今後のあり方	
ク	地域住民が共に支え合い、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに暮らしていける地域づくりを推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	高齢者夫婦・ひとり暮らし高齢者宅等の防火指導及び防災機器の普及	住宅用火災警報器設置後の経年による電池交換等の維持管理について、広報誌、地域の文化祭、自主防災訓練等でPRを行う。 高齢者に対して、調理器具、暖房器具等の火気の取扱いについて防火指導を行っていく。	消防本部
□	社会福祉協議会との連携	【再掲5カ】 災害時要援護者の安全を図るため、行政や地域などとの連携を強化する。	福祉課
□		【再掲5カ】 社会福祉協議会からの専門職員の派遣や在宅介護支援センターの運営管理を指定管理委託することで、社会福祉協議会の経験とネットワークを活かし、より手厚い高齢者福祉を推進する。	介護保険課
□	緊急通報体制整備事業	緊急通報装置設置により、緊急時の対応や月に一度のお伺い電話を実施して、ひとり暮らし高齢者等の状態の確認を行う。	介護保険課

□	地域ボランティアとの連携	認知症サポーター及び介護予防体操のサポーター養成を行う。	介護保険課
□	地域包括ケアシステム	【再掲5カ】 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。	介護保険課

③高齢者が安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方			
ケ	高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的の下、可能な限り住み慣れた地域で、その人らしく自立した暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	公共交通教室	【再掲4マ】 依頼に基づき市内小学校、シルバー教室等を対象とした公共交通教室を開催する。	交通政策課
■	公共交通の整備	神戸電鉄福祉パスの交付により高齢者及び障がい者の社会参加を促進し、生きがいづくりと自立の支援を図る。 平成30年度に策定した「三木市地域公共交通網形成計画」の中で、自宅や目的地周辺での乗り降りができる「デマンド型交通」の導入について検討する。	交通政策課
□	社会福祉協議会との連携	【再掲5カ】 災害時要援護者の安全を図るため、行政や地域などとの連携を強化する。	福祉課
□		【再掲5カ】 社会福祉協議会からの専門職員の派遣や在宅介護支援センターの運営管理を指定管理委託することで、社会福祉協議会の経験とネットワークを活かし、より手厚い高齢者福祉を推進する。	介護保険課
□	生活支援事業	要援護高齢者の自立支援及び保健福祉の向上のため、軽度生活支援事業や外出支援サービス等在宅サービス事業を実施する。	介護保険課
□	家族介護支援事業	月1回、交流会を開催し、介護の方法を学んだり、日頃の思いを話し合ったり、情報交換を行う。また、おむつ等の介護用品の支給事業も実施する。	介護保険課
□	成年後見制度利用支援事業	身寄りのない認知症等の高齢者が成年後見制度を利用する場合、低所得者に対して申立て費用の助成を実施する。	介護保険課
□	市広報やガイドブック、パンフレット等の作成による制度の周知徹底	随時広報や市ホームページに掲載するほか、ガイドブック、パンフレットの配付により情報提供を行う。	介護保険課
□	緊急通報体制整備事業	【再掲5ク】 緊急通報装置設置により、緊急時の対応や月に一度のお伺い電話を実施して、ひとり暮らし高齢者等の状態の確認を行う。	介護保険課
□	介護サービス事業者一覧の作成	市内事業者の異動に伴う一覧表の改訂を行い、市のホームページに掲載するとともに、窓口等で配付する。	介護保険課
□	介護支援専門員の資質向上	【再掲5カ】 介護支援専門員を対象とした研修会を実施し、資質向上を図る。また、多職種との連携強化を図るために連絡会を実施していく。	介護保険課
□	第三者評価事業	地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護と小規模多機能居宅介護事業者に対し、年に1回の評価を行うよう指導する。	介護保険課

□	徘徊高齢者・家族支援サービス	徘徊高齢者家族支援サービス(位置情報提供・現場急行サービス)を、対象者に対し継続して実施する。	介護保険課
□	高齢者虐待に対する相談・対応事業	困難事例や虐待を把握した場合は、専門職種が相互に連携して、早期に対応、支援を行う。	介護保険課
□	高齢者総合相談事業	各地区在宅介護支援センターも地域包括支援センターのランチとして相談業務を行う。	介護保険課
□	成年後見支援センター	認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分自身では契約や財産管理が難しい人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように制度について相談を受ける。	介護保険課
□	生活支援体制整備事業	【再掲5カ】 高齢者等が地域で安心して暮らしていくための支え合いの地域づくりを行う。	介護保険課
□	地域包括ケアシステム	【再掲5カ】 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。	介護保険課
■	災害時要援護者支援体制の整備	【再掲5カ】 福祉部局と連携し、災害時要援護者名簿の整備を図る。	危機管理課
□	命のカプセル	【再掲5カ】 命のカプセルについて広報活動を行い、利用促進を図る。	危機管理課

基本計画における今後のあり方

コ	高齢者虐待は、高齢者の尊厳を著しく傷つける人権侵害であるため、「高齢者虐待防止法」に基づき、家庭内、施設内等での高齢者虐待を防止する施策を推進します。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	高齢者虐待に対する相談・対応事業	【再掲5ケ】 困難事例や虐待を把握した場合は、専門職種が相互に連携して、早期に対応、支援を行う。	介護保険課
□	高齢者虐待防止事業	①虐待に対する意識の普及啓発 「虐待に対する意識の普及啓発」を図るために、市民に虐待についてわかりやすく、相談や教室等、いろいろな機会をとらえて普及啓発する。 ②介護をしている人たちへの多様な支援 介護の困りごとは人によって異なるため、介護者の話をよく聞いて相談しながら、高齢者だけでなく家族全体を支援している。 ③要見守り・支援 高齢者見守り事業や、地域での見守り等による虐待予防に取り組む。	介護保険課
□	高齢者総合相談事業	【再掲5ケ】 各地区在宅介護支援センターも地域包括支援センターのランチとして相談業務を行う。	介護保険課

基本計画における今後のあり方

サ	認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	地域ボランティアとの連携	【再掲5ク】 認知症サポーター及び介護予防体操のサポーター養成を行う。	介護保険課

基本計画における今後のあり方			
シ	介護保険制度の円滑な実施と介護予防、健康づくり、生活支援の取組を一体的に進めます。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	みっきい☆いきいき体操の普及啓発	「みっきい☆いきいき体操」、「みっきい☆健脚体操」及び「みっきい☆口腔体操」の普及啓発及び自主教室の拡大に努める。	介護保険課
□	市広報やガイドブック、パンフレット等の作成による制度の周知徹底	【再掲5ケ】 随時広報や市ホームページに掲載するほか、ガイドブック、パンフレットの配付により情報提供を行う。	介護保険課
□	福祉電話貸出事業	福祉電話の貸与を利用者に対し、継続して実施する。	介護保険課
□	社会福祉協議会との連携	【再掲5カ】 社会福祉協議会からの専門職員の派遣や在宅介護支援センターの運営管理を指定管理委託することで、社会福祉協議会の経験とネットワークを活かし、より手厚い高齢者福祉を推進する。	介護保険課
□	地域健康・介護・福祉巡回教室（相談）	【再掲5カ】 介護保険地域支援事業として、介護予防教室や家族介護教室を実施する。	介護保険課

基本計画における今後のあり方			
ス	高齢者の人権に配慮した自立支援を促進するため、生活困窮者支援対策の推進や成年後見制度、権利擁護制度の活用を図ります。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	成年後見制度利用支援事業	【再掲5ケ】 身寄りのない認知症等の高齢者が成年後見制度を利用する場合、低所得者に対して申立て費用の助成を実施する。	介護保険課
□	高齢者総合相談事業	【再掲5ケ】 各地区在宅介護支援センターも地域包括支援センターのランチとして相談業務を行う。	介護保険課

④相談体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方			
セ	高齢者の人権に配慮しながら保健、福祉、医療、介護の連携を強化し、高齢者やその家族の相談体制を充実します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	社会福祉協議会との連携	【再掲5カ】 災害時要援護者の安全を図るため、行政や地域などとの連携を強化する。	福祉課

□	高齢者虐待に対する相談・対応事業	【再掲5ケ】 困難事例や虐待を把握した場合は、専門職種が相互に連携して、早期に対応、支援を行う。	介護保険課
□	高齢者総合相談事業	【再掲5ケ】 各地区在宅介護支援センターも地域包括支援センターのランチとして相談業務を行う。	介護保険課

⑤地域包括支援センター機能の充実

基本計画における今後のあり方			
ソ	高齢者の人権に配慮するため、相談機能を充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の中心として機能を充実します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	窓口での苦情等相談	介護保険課、地域包括支援センターにおいて苦情等の相談に応じ、個々に対応する。	介護保険課
□	介護支援専門員の資質向上	【再掲5カ】 介護支援専門員を対象とした研修会を実施し、資質向上を図る。また、多職種との連携強化を図るために連絡会を実施していく。	介護保険課
□	高齢者総合相談事業	【再掲5ケ】 各地区在宅介護支援センターも地域包括支援センターのランチとして相談業務を行う。	介護保険課
□	地域包括ケアシステム	【再掲5カ】 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。	介護保険課

人権尊重のまちづくりの展開

①高齢者の社会参加の促進

基本計画における今後のあり方			
タ	高齢者が培ってきた知識と経験を生かした社会参加と世代間交流を進めるとともに、高齢者自らが社会に貢献できる活動を推進します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	生きがいづくりと社会参加の促進	【再掲5オ】 高齢者に適した仕事を提供するシルバー人材センターや社会参加や生きがいづくりのために各種講座を開設する高齢者福祉センターの運営を支援する。	福祉課
□	地域文化伝承事業	【再掲5ア】 認定こども園や小、中学校等で地域文化の伝承を行い、世代間交流ができるように指導者派遣を支援する。	福祉課
□	高齢者ボランティアポイント事業	高齢者の社会参加を促し、いきいきとした地域を作るためボランティアポイント事業を実施する。	介護保険課
□	高齢者ファミリーサポートセンター事業	「日常生活を手助けしてほしい高齢者等(依頼会員)」と「できる範囲で手助けする方(協力会員)」がお互いに会員登録をし、支えあう活動を実施、事業の普及啓発、会員の増員に努める。	介護保険課

□	育児ファミリーサポートセンター事業	【再掲4ソ】 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、育児の援助を行いたい人(協力会員)とが、お互いに会員となって、子どもを預けたり預かったりすることで、子育て中の人を地域で支える。 また、会員数が減少しないよう、広報活動等を行う。	子育て支援課
■	三世代交流事業	三世代交流事業として、文化・体育を中心とした事業を実施する。	生涯学習課
■	みっきい生涯学習講師団事業	市民から申込みのあった各種事業に講師を派遣し活動を推進する。	生涯学習課

基本計画における今後のあり方

チ	高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、就労はもとより、趣味・スポーツ活動など地域社会と連携を図りながら社会参加を促進します。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	生きがいがづくりと社会参加の促進	【再掲5オ】 高齢者に適した仕事を提供するシルバー人材センターや社会参加や生きがいがづくりのために各種講座を開設する高齢者福祉センターの運営を支援する。	福祉課
□	老人クラブ助成事業	地域の中で、高齢者の健康づくりや社会奉仕活動をするための支援をしていく。	福祉課
■	三世代交流事業	【再掲5タ】 三世代交流事業として、文化・体育を中心とした事業を実施する。	生涯学習課
■	みっきい生涯学習講師団事業	【再掲5タ】 市民から申込みのあった各種事業に講師を派遣し活動を推進する。	生涯学習課
■	高齢者教室	各公民館において高齢者教室を実施する。	生涯学習課
■	高齢者大学運営助成	運営補助金を交付するとともに、地域づくりに活躍する人材の育成を目標にカリキュラム作成に取り組む。	生涯学習課
■	高齢者大学院運営助成	運営補助金を交付するとともに、地域づくりに活躍する人材の育成を目標にカリキュラム作成に取り組む。	生涯学習課

基本計画における今後のあり方

ツ	高齢者にやさしいまちづくりを進めます。
---	---------------------

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	ふれあい収集	今後も対象者の増加が見込まれるサービスなので、継続して提供していく。	環境課
□	粗大ごみ戸別収集	依頼件数が年々増加傾向にある為、引き続き対象者の方にサービスの提供をしていく。	環境課

■	公共交通の整備	【再掲5ケ】 神戸電鉄福祉パスの交付により高齢者及び障がい者の社会参加を促進し、生きがいづくりと自立の支援を図る。 平成30年度に策定した「三木市地域公共交通網形成計画」の中で、自宅や目的地周辺での乗り降りができる「デマンド型交通」の導入について検討する。	交通政策課
□	対面朗読	朗読ボランティアの協力により、活字での読書が困難な方に対して、毎月第1・第3木曜日に対面朗読を実施する。	図書館

②交流の場づくり

基本計画における今後のあり方	
テ	地域で行っている「ふれあいサロン」や「認知症カフェ」など高齢者が交流できる場づくりとともに、さらに障害の有無を問わず多世代がふれあうなど、支え助け合いを進めるため、住民主体の地域活動を支援します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
◎	三木市ふれあいサロン活動促進事業	【再掲4ミ】 地域で広く開かれ、見守りや共に支え合う集いの場を作り、高齢者、障がいのある方や児童及びその保護者並びに家に閉じこもりがちな方が地域でいきいきとした生活を送るためのサロン活動を支援する。	福祉課
□	市民活動支援事業	高齢者見守り活動やサロン活動を自主的に行う団体の立ち上げを促進するため支援金を交付する。 また、上記団体の継続的活動を支援する制度の設置を進める。	市民協働課

6 障がい者の人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	障害の有無にかかわらず、違いを理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育の理解・啓発の推進	各教科、総合的な学習、学校行事等で障がいのある児童生徒との交流及び共同学習を実施する。 また、三木特別支援学校の児童生徒の居住地交流や「共生社会を考えるフォーラム」を実施する。教職員、保護者への理解・啓発について継続した取組を進める。	学校教育課
■	特別支援教育	【再掲4ウ】 各園で受け入れをする。また、必要に応じて特別支援員を配置し、専門機関とも連絡を密にとり、必要に応じて保育者も同席する。 各園に特別支援コーディネーターを配置し、校種間の連絡の窓口になったり、保護者の相談に応じたりする。 専門機関より来園・来所してもらい、個々に応じた支援の仕方の指導を受ける。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
イ	保護者や地域などに対して、障害に対する正しい理解や、障がいのある子どもとない子どもとが共に学ぶことの意義などについて広く啓発していきます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	専門研修講座	【再掲1イ】 人間力・学校力向上コース・個を生かす教育コース講座で人権に関する研修を実施する。	教育センター
■	特別支援教育	【再掲4シ】 個を生かす教育コース研修で、特別支援教育に関する研修を行う。	教育センター
■	特別支援教育の理解・啓発の推進	【再掲6ア】 各教科、総合的な学習、学校行事等で障がいのある児童生徒との交流及び共同学習を実施する。 また、三木特別支援学校の児童生徒の居住地交流や「共生社会を考えるフォーラム」を実施する。教職員、保護者への理解・啓発について継続した取組を進める。	学校教育課

②職場

基本計画における今後のあり方	
ウ	企業等に対して、「障害者差別解消法」や「障害者雇用促進法」などの趣旨を踏まえ、障がい者に対する理解を深めるための教育・啓発を進めます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	障がい者雇用に対する企業への啓発	人権及び労働・雇用関係機関の資料を企業部会事業所に配布。	商工振興課

□	障がい者雇用に対する企業への啓発事業	企業の理解を求め障がい者雇用を促進する。	障害福祉課
■	障害者差別解消法に基づく障害者差別解消事業	「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、障がい者差別の解消を図る取組を実施。 ・相談体制の整備として、障害福祉課内に「相談窓口」を設置している。	障害福祉課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
エ	障がいのある子どもの教育を受ける権利を保障するため、市は学校等と共に本人や保護者の意見を尊重し、障がいのある子どもに対する合理的配慮を提供します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育	【再掲4ウ】 各園で受け入れをする。また、必要に応じて特別支援員を配置し、専門機関とも連絡を密にとり、必要に応じて保育者も同席する。 各園に特別支援コーディネーターを配置し、校種間の連絡の窓口になったり、保護者の相談に応じたりする。 専門機関より来園・来所してもらい、個々に応じた支援の仕方の指導を受ける。	教育・保育課
■		【再掲4シ】 個を生かす教育コース研修で、特別支援教育に関する研修を行う。	教育センター
◎	学校施設整備事業	平田小学校にエレベーター、スロープを整備する。	教育施設課

基本計画における今後のあり方	
オ	教育活動全般を通じて、障がいのある子どもとない子どもとが共に学び、かかわり合い、成長していけるよう積極的に学びの機会を設けます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育の理解・啓発の推進	【再掲6ア】 各教科、総合的な学習、学校行事等で障がいのある児童生徒との交流及び共同学習を実施する。 また、三木特別支援学校の児童生徒の居住地交流や「共生社会を考えるフォーラム」を実施する。教職員、保護者への理解・啓発について継続した取組を進める。	学校教育課
■	特別支援教育	【再掲4シ】 個を生かす教育コース研修で、特別支援教育に関する研修を行う。	教育センター

②地域

基本計画における今後のあり方	
カ	障がい者が社会の構成員として、地域の中で自分らしく暮らせるよう、生活の場づくりとしてグループホーム等への支援や、働く場・活動の場づくりとして就労相談や小規模作業所等への支援を行います。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	地域生活支援事業	日常生活用具の給付、移動支援、障がい児支援を含めた日中一時支援、更生訓練費の支給など障がい者と障がい児が地域で安心して生活できるように支援していく。	障害福祉課
□	障害福祉サービス事業	障害者総合支援法に基づき、円滑なサービス利用が出来るよう利用計画を作成し、居宅介護、短期入所、日中活動支援(生活介護等)、施設入所支援等を継続して実施する。	障害福祉課
■	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築事業	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置する。	障害福祉課

基本計画における今後のあり方

キ	障がい者が社会参加でき、安全で快適な生活を送るため、公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を推進します。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	道路改築事業 社会資本整備総合交付金事業(国庫補助)	【再掲5キ】 次の路線においてバリアフリー法に基づく歩道設置を含めて、改良計画を進める。 ・加佐草加野線 ・岩宮大村線 ・稲田中央線	道路河川課
□	道路維持補修事業 道路側溝修繕事業	【再掲5キ】 要望箇所及び危険箇所について、道路側溝修繕工事等を市内全域で実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
□	生活道路整備事業 生活道路の改良、路側整備事業	【再掲5キ】 次の工事を実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。 ・要望箇所及び危険箇所について、路側整備工事を市内全域で実施。	道路河川課
□	福祉のまちづくり事業 歩道の設置・改良及び交差点改良事業	【再掲5キ】 緑が丘地域等でバリアフリー法に基づく段差解消工事を実施する。	道路河川課
□	交通安全施設整備事業 道路区画線、防護柵等設置事業	【再掲5キ】 要望箇所及び危険箇所について、道路区画線、防護柵等の安全施設工事を実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
■	公共交通の整備	【再掲5ケ】 神戸電鉄福祉パスの交付により高齢者及び障がい者の社会参加を促進し、生きがいづくりと自立の支援を図る。 平成30年度に策定した「三木市地域公共交通網形成計画」の中で、自宅や目的地周辺での乗り降りができる「デマンド型交通」の導入について検討する。	交通政策課
■	障がい者仕様の市営住宅の供給	【再掲5キ】 市営住宅の共用階段部の手すりの改修を行う。	建築住宅課
□	自動車改造助成事業	身体障がい者の社会参加の促進と介護者の負担を軽減するため、自動車改造費及び福祉車両の購入費用の一部助成を継続して実施する。	障害福祉課
□	住宅改造助成事業	障がい者が日常生活において支障がないように生活できるよう、必要に応じ、いきいき住宅改修を実施する。	障害福祉課
□	対面朗読	【再掲5キ】 朗読ボランティアの協力により、活字での読書が困難な方に対して、毎月第1・第3木曜日に対面朗読を実施する。	図書館

基本計画における今後のあり方	
ク	公民館や各種団体等に対し、障害について理解を深める学習や体験型の学習を積極的に取り入れ、地域社会で障がい者の社会的障壁を取り払うことができるよう働きかけます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	障害に関する学習	障害者基幹相談支援センター主催で地域住民や各団体を対象に障害について学習する講演会等を実施する。	障害福祉課
◎	「手話で絵本の読み語り」の実施	障害福祉課と連携し、聴覚に障がいがある方でも参加していただけるよう、手話通訳付きのおはなし会を実施する。	図書館

基本計画における今後のあり方	
ケ	地域イベントで障がい者と交流する機会を拡大するよう働きかけます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	市民活動支援事業	【再掲5テ】 高齢者見守り活動やサロン活動を自主的に行う団体の立ち上げを促進するため支援金を交付する。 また、上記団体の継続的活動を支援する制度の設置を進める。	市民協働課
□	障がい者・地域住民交流事業	三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘においてははばたき祭りを開催し、三木山総合公園にて三木市障がい者ふれあいスポーツ大会を開催することで、障がい者と地域住民等が交流する機会を設ける。	障害福祉課

③職場

基本計画における今後のあり方	
コ	障がい者がその適性と能力を多様な活動分野において最大限発揮できるよう、自立に必要な生活・技能習得等の指導・支援を行い、ジョブコーチの導入など就業の促進、機会の拡大を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	障がい者雇用に対する企業への啓発	【再掲6ウ】 人権及び労働・雇用関係機関の資料を企業部会事業所に配布。	商工振興課
□	自動車運転免許取得事業	身体障がい者の就労と行動範囲の拡大を促進し、生活が自立向上するよう自動車運転免許取得費用の一部助成を実施する。	障害福祉課
■	障がい者の就労相談	就労支援員1名を設置。障がい者の就労に関する相談を受け、就職活動支援や職場定着支援、職場実習支援等を行う。 ・電話相談 月～金曜 午前9時～午後5時 ・面接相談 火・木曜（要予約） 午前9時～午後5時	障害福祉課

基本計画における今後のあり方	
サ	障がい者の雇用に当たっては、障がい者一人一人の意向や特性などを踏まえ、適正な採用となるよう支援します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	障がい者の就労相談	【再掲6コ】 就労支援員1名を設置。障がい者の就労に関する相談を受け、就職活動支援や職場定着支援、職場実習支援等を行う。 ・電話相談 月～金曜 午前9時～午後5時 ・面接相談 火・木曜 (要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課

基本計画における今後のあり方	
シ	職場環境について障がい者も共に働けるよう合理的配慮の提供を指導します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課

④障がい者が安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方	
ス	障がい者虐待は、障がい者の人権を著しく傷つける行為であるため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、家庭内、施設内等での障がい者虐待を防止する施策を推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	障害者虐待予防相談	障がい者虐待に関する相談・通報窓口（24時間対応）を設置し、早期に対応、支援を行う。 虐待について、障がい者施設だけでなく、支援をする家族等にもパンフレットや講演会等で周知を図る。	障害福祉課

基本計画における今後のあり方	
セ	障がい者の人権に配慮した自立支援を促進するため、生活困窮者支援対策の推進や成年後見制度、権利擁護制度の活用を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	成年後見制度利用支援事業	身寄りのない知的障がい者及び精神障がい者が成年後見制度を利用する場合、低所得者に対して申立て費用の助成を実施する。	障害福祉課

⑤（相談体制の充実・強化）

基本計画における今後のあり方	
ソ	障がい者やその家族からの相談に対して、ライフステージに応じた相談者のニーズに的確に対応できるよう、相談窓口の充実を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	誰もが簡単に情報を得られる体制づくり	【再掲1ソ】 「広報みき」の点訳版・音訳版の発行、ホームページやラジオで情報を発信することにより、視覚に障がいがある方などにも市に関する情報を届ける。	秘書広報課

□	手話通訳相談	【再掲1タ】 手話通訳者1人設置 日時 月～金曜 午前8時30分～午後5時 会場 市役所3階 障害福祉課	障害福祉課
■	基幹相談支援事業	【再掲1タ】 三木市障害者基幹相談支援センター・吉川支所・はばたきの丘において障がい児の発達支援に関する相談、障がい者やその家族に関する相談業務を実施する。 障害者基幹相談支援センターの設置 ・市役所3階 障害福祉課 月～金曜 午前8時30分～午後5時 ・吉川健康福祉センター 第1水・第3金曜(要予約) 午後2時～4時 ・はばたきの丘 月～金曜(要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
□	要約筆記相談	【再掲1タ】 要約筆記者1人設置 日時 月・木・金曜 午前8時30分～午後5時 会場 市役所3階 障害福祉課	障害福祉課
■	障がい者の就労相談	【再掲6コ】 就労支援員1名を設置。障がい者の就労に関する相談を受け、就職活動支援や職場定着支援、職場実習支援等を行う。 ・電話相談 月～金曜 午前9時～午後5時 ・面接相談 火・木曜(要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
□	こころの相談	自殺防止対策として専門員1名を設置。幅広いこころの悩み相談に対応する。電話相談。 月～金曜 午前9時～午後5時	障害福祉課
□	障がいを理由とする差別の相談	障がいを理由とする、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の提供」に関する相談に対応する。	障害福祉課

基本計画における今後のあり方

タ	関係機関との連携、相談体制の整備、職員の資質の向上を図るとともに、これらの制度を周知し、相談窓口の利用促進を図ります。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	基幹相談支援事業	【再掲1タ】 三木市障害者基幹相談支援センター・吉川支所・はばたきの丘において障がい児の発達支援に関する相談、障がい者やその家族に関する相談業務を実施する。 障害者基幹相談支援センターの設置 ・市役所3階 障害福祉課 月～金曜 午前8時30分～午後5時 ・吉川健康福祉センター 第1水・第3金曜(要予約) 午後2時～4時 ・はばたきの丘 月～金曜(要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
■	障がい者の就労相談	【再掲6コ】 就労支援員1名を設置。障がい者の就労に関する相談を受け、就職活動支援や職場定着支援、職場実習支援等を行う。 ・電話相談 月～金曜 午前9時～午後5時 ・面接相談 火・木曜(要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
■	障がい児支援の提供体制の整備事業	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を、市単独もしくは他市町と合同で設置する。	障害福祉課
■	専門機関との連携	【再掲4ヌ】 保健師、家庭相談員、臨床心理士、言語療法士、コーディネーターなど関係機関との連携、連絡を密にとる。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
チ	障がい者本人だけではなく、その家族も孤立しない状況をつくるとともに、支援制度や福祉サービスなどの必要な情報が届くよう家族の相談体制を充実します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	障がい児支援の提供体制の整備事業	【再掲6タ】 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を、市単独もしくは他市町と合同で設置する。	障害福祉課
■	専門機関との連携	【再掲4ヌ】 保健師、家庭相談員、臨床心理士、言語療法士、コーディネーターなど関係機関との連携、連絡を密にとる。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
ツ	必要に応じてホームヘルプサービス等の在宅サービスを提供するとともに、相談体制、情報提供の充実を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	ふれあい収集	【再掲5ツ】 今後も対象者の増加が見込まれるサービスなので、継続して提供していく。	環境課
□	粗大ごみ戸別収集	【再掲5ツ】 依頼件数が年々増加傾向にある為、引き続き対象者の方にサービスの提供をしていく。	環境課
■	聴覚障がい者緊急通報ファクシミリの運用	高機能消防指令システムによる聴覚障がい者からの緊急119番通報のファクシミリ受信体制の適正な運用と、機器の保守維持管理に努める。	消防本部
□	障害福祉サービス事業	【再掲6カ】 障害者総合支援法に基づき、円滑なサービス利用が出来るよう利用計画を作成し、居宅介護、短期入所、日中活動支援（生活介護等）、施設入所支援等を継続して実施する。	障害福祉課
□	聴覚障がい者緊急通報事業	市消防本部が実施する聴覚障害者等の緊急通報ファクシミリを活用する為、対象者への住民情報登録の促進や手話通訳者・要約筆記者の派遣体制を整備する。	障害福祉課
□	身体障がい者福祉電話設置事業	難聴者及び外出困難な障がい者に対して、電話機の貸与を継続して実施する。（原則2級以上、障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で所得税非課税世帯であること）	障害福祉課
□	コミュニケーション支援事業（手話通訳、要約筆記）	聞こえに不自由な方や地域の講演・催し物に手話通訳者や要約筆記者を派遣し生活を支援する。	障害福祉課

⑥センター機能の充実

基本計画における今後のあり方	
テ	障がい者本人や障がいのある子どもの保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう基幹相談支援センター等に専門的職員を配置し、地域の相談支援体制を強化するとともに、障がい者等とともに生活ができる地域づくりを推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	基幹相談支援事業	【再掲1タ】 三木市障害者基幹相談支援センター・吉川支所・はばたきの丘において障がい児の発達支援に関する相談、障がい者やその家族に関する相談業務を実施する。 障害者基幹相談支援センターの設置 ・市役所3階 障害福祉課 月～金曜 午前8時30分～午後5時 ・吉川健康福祉センター 第1水・第3金曜(要予約) 午後2時～4時 ・はばたきの丘 月～金曜(要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
□	手話言語条例に基づく手話普及・手話通訳者育成事業	手話施策推進方針で具体的な取組を定め、手話の普及や手話通訳者の育成に努める。	障害福祉課

基本計画における今後のあり方

ト	児童発達支援センターを整備し、地域の療育支援の中核施設として機能の充実を図るとともに、関係機関と連携し、地域療育を推進します。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	児童発達支援センター推進事業	地域の療育支援における中核施設として機能の充実を図り、関係機関と連携し、地域療育の推進を図る。	障害福祉課

人権尊重のまちづくりの展開

①地域における交流機会の促進

基本計画における今後のあり方

ナ	イベント等の主催者が、障がい者団体などの参加・参画を促し、障がい者と地域住民が交流する機会を積極的に作ります。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	ふれあいスポーツデーの開催	だれでも参加できるふれあいスポーツデーを開催する。	文化・スポーツ課

基本計画における今後のあり方

ニ	地域行事で積極的に障がい者との交流を持つとともに、障害の有無にかかわらず共に活動できるよう合理的配慮の提供を促進します。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
◎	三木市ふれあいサロン活動促進事業	【再掲4ミ】 地域で広く開かれ、見守りや共に支え合う集いの場を作り、高齢者、障がいのある方や児童及びその保護者並びに家に閉じこもりがちな方が地域でいきいきとした生活を送るためのサロン活動を支援する。	福祉課
□	三木市障がい者ふれあいスポーツ大会事業	障がい者ふれあいスポーツ大会を通じて、市民や地域ボランティア等との社会交流や理解の促進を行う。	障害福祉課

②地域生活支援拠点等の整備

基本計画における今後のあり方	
ヌ	住民が歩いて行ける範囲に生活支援サービスの拠点を設けて、障がい者の特性やニーズに対応したサービスを充実させるための支援を行います。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課

③地域における人材育成・支援

基本計画における今後のあり方	
ネ	障がい者が地域で、安心して自分らしい生活を送れるよう、住民活動のコーディネーターの育成を支援します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課

④障がい者団体等の育成・支援

基本計画における今後のあり方	
ノ	まちづくりや人権などに関する市民グループや団体等に対して、運営を支援するとともに、情報を提供します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	市民活動支援事業	【再掲5テ】 高齢者見守り活動やサロン活動を自主的に行う団体の立ち上げを促進するため支援金を交付する。 また、上記団体の継続的活動を支援する制度の設置を進める。	市民協働課

⑤社会福祉専門職等の連携と支援

基本計画における今後のあり方	
ハ	各団体が主催する研修会に参加し、専門職としての知識を向上させるとともに、専門職等が連携して社会活動を行えるよう支援します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課

7 外国人の人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	異なる文化、習慣、価値観等を持った幼児・児童生徒が互いを認め合い、自らのアイデンティティを保ちながら自己実現できるよう教育を充実させます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	子ども多文化共生に向けた教育・啓発の推進	社会科を中心とした教科学習、道徳、「総合的な学習の時間」等において、多文化共生の視点を取り入れた学習を実施する。	学校教育課
◎	子ども多文化共生に向けた教育・保育啓発の推進	日本語の理解に支援のいる園児が円滑に教育・保育を受けられるよう、多文化共生サポーターの利用推進等の支援をする。また、国際理解の視点を取り入れた教育・保育に努める。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
イ	日本語や母語の理解が不十分な外国人児童生徒等に対して、地域における日本語教育や母語教育、教科学習支援の一層の充実を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
◎	子ども多文化共生に向けた教育・保育啓発の推進	【再掲7ア】 日本語の理解に支援のいる園児が円滑に教育・保育を受けられるよう、多文化共生サポーターの利用推進等の支援をする。また、国際理解の視点を取り入れた教育・保育に努める。	教育・保育課

②職場

基本計画における今後のあり方	
ウ	職場において、日本語教室等への参加を促進するとともに、日本語研修や日本の文化・習慣に関する研修の実施に努めることを啓発します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
エ	外国人児童生徒等の保護者に、日本の義務教育制度の重要性について理解が得られるよう就学・修学の課程・手続等を含めた情報提供を行います。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	外国人児童生徒の受け入れ体制及び日本語指導の推進	日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、県より指定を受けている日本語指導研究推進校、日本語指導支援推進校を中心に県教委から派遣された多文化共生サポーターと連携しながら日本語指導を実施する。そのことを通して学習支援はもとより心の安定や保護者とのコミュニケーションの円滑化を図り、当該児童生徒の自己実現が図ることができるよう支援を行う。 また、就学支援等において関係機関と情報を共有しつつ支援を行う。	学校教育課

基本計画における今後のあり方

オ	外国人児童生徒等の入学後の学校生活・学習支援体制を整備します。		
---	---------------------------------	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	外国人児童生徒の受け入れ体制及び日本語指導の推進	【再掲7エ】 日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、県より指定を受けている日本語指導研究推進校、日本語指導支援推進校を中心に県教委から派遣された多文化共生サポーターと連携しながら日本語指導を実施する。そのことを通して学習支援はもとより心の安定や保護者とのコミュニケーションの円滑化を図り、当該児童生徒の自己実現が図ることができるよう支援を行う。 また、就学支援等において関係機関と情報を共有しつつ支援を行う。	学校教育課
◎	「外国人教育基本方針」の策定	兵庫県の「外国人児童生徒にかかわる基本方針」などを参考にしながら、その必要性も含めて検討する。	学校教育課 生涯学習課

②地域

基本計画における今後のあり方

カ	地域での生活を円滑に営めるよう、外国人市民に対して地域における生活上のルール・習慣等の説明に努めます。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	外国人市民施策推進に関する実施計画	各担当課との連携をはかり、外国人住民に関わる施策や課題などの情報共有を進める。	市民協働課

基本計画における今後のあり方

キ	自治会等の地域住民組織の役割について、母国の習慣・慣習との違いについて説明するとともに、外国人市民の地域活動への参画促進を支援します。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	地域への多文化共生意識啓発	学校や企業に対して、多文化共生理解講座や生活情報の提供など、共生促進の働きかけを実施する。	市民協働課

基本計画における今後のあり方	
ク	日本語の理解が不十分な外国人市民に対して、地域における日本語教育の一層の充実を図ります。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	日本語教室の開催	市内在住在勤外国人を対象にした日本語教室開催の支援をする。	市民協働課

③職場

基本計画における今後のあり方	
ケ	外国人市民が能力を十分に発揮した就労生活を送れるよう必要な情報提供を行うほか、周囲の日本人従業員とともに、気軽に相談できる体制づくりを支援します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課

基本計画における今後のあり方	
コ	外国人市民の雇用にあたっては、法令を遵守し、適切な雇用環境で就労できるよう支援します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	外国人の適正雇用を企業に啓発	人権及び労働・雇用関係機関の資料を企業部会事業所に配布。	商工振興課

④外国人市民が安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方	
サ	行政情報、生活情報の一層の周知を図ります。そのため、多言語化や漢字のルビふり、「やさしい日本語」等による多様な情報提供を行います。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
◎	やさしい日本語表記版「利用案内」の作成と活用	ルビ付き「やさしい日本語」表記の図書館利用案内を作成し、外国人にもわかりやすく図書館の使い方を知らせる。	図書館
■	職員への多文化共生の意識啓発	外国にルーツを持つ児童・生徒に係わる教職員を対象とした多文化共生理解研修等を開催する。	市民協働課
■	住民票異動申請窓口での生活ガイドブックの配布及び外国人を対象としたイベント情報等の提供	引き続き、生活ガイドブック、観光ロードマップなどの配布及び外国人を対象としたイベント情報等の提供を行うとともに、住民票異動申請時において外国人にも理解しやすい簡単な言葉で伝える「やさしい日本語」での窓口対応を推進する。	市民課

■	外国人応急手当講習会の開催	国際交流協会と連携し、引き続き応急手当講習会を実施する。	消防本部
■	救急多国籍言語マニュアル本、救急ボイストラ（多言語音声翻訳アプリ）の整備	消防署配備の全4台の救急車に配備している「外国人対応マニュアル16か国」を引続き活用していく。 救急車に積載しているタブレット端末で、救急ボイストラ（多言語音声翻訳アプリ）を活用していく。	消防本部
■	生活情報の多言語発信・多文化デザイン	・多言語での生活情報発信を推進する。 ・公文書や案内等を英語ややさしい日本語等での表示を推進する。 ・担当課との連携を取りながら、外国人市民への行政情報の周知に取り組む。	市民協働課
■	庁内案内表示の外国人対応（ルビ）	組織改正に応じ、庁内案内表示を更新する。	財政課
■	総合案内の外国人対応	組織改正に応じ、庁内パンフレットを更新する。	財政課

基本計画における今後のあり方

シ	国際交流協会、NPO団体等と連携し、外国人市民が地域で孤立しないよう支援します。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	多文化共生推進プランの策定	他市の取組について調査する。	市民協働課
■	外国人市民実態調査	調査及び情報収集を進める。	市民協働課
□	外国人児童の居場所づくり	外国人児童と関西国際大学学生等が交流し、相互理解を深める。	市民協働課

基本計画における今後のあり方

ス	外国人市民が健康保険等の社会保険を適切に活用できるよう、外国人市民に対して、多言語による社会保障制度について周知を図ります。また、外国語対応可能な医療通訳制度を充実させるよう働きかけます。
---	--

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課

基本計画における今後のあり方

セ	地域防災計画に外国人市民に係る対策について定め、計画に基づく支援を行います。また、災害時の連絡網、情報伝達、安否確認や支援活動に係る体制を整備します。
---	---

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課

⑤相談体制の整備

基本計画における今後のあり方			
ソ	多様化、複雑化、専門化した相談に対応するため、関係機関と連携するとともに、多文化共生コーディネーター等専門の機関（部署）の設置を検討します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	職員への多文化共生の意識啓発	【再掲7サ】 外国にルーツを持つ児童・生徒に係わる教職員を対象とした多文化共生理解研修等を開催する。	市民協働課
□	多文化共生事業充実のための専門職員の活用	他市の取組について調査する。	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
タ	外国人市民に対する差別や人権侵害に関する相談・支援等の一般的な救済体制を整備・充実し、迅速・柔軟な対応ができるように努めます。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	職員への多文化共生の意識啓発	【再掲7サ】 外国にルーツを持つ児童・生徒に係わる教職員を対象とした多文化共生理解研修等を開催する。	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
チ	外国人市民に対する相談窓口を開設し、気軽に相談できる体制を構築します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	外国人のための生活相談	潜在的な悩みや問題を抱えている外国人住民が相談できる場を提供する。	市民協働課
■	職員への多文化共生の意識啓発	【再掲7サ】 外国にルーツを持つ児童・生徒に係わる教職員を対象とした多文化共生理解研修等を開催する。	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
ツ	国際交流協会や関係機関・部署と連携し、外国人市民の相談体制を充実させます。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	職員への多文化共生の意識啓発	【再掲7サ】 外国にルーツを持つ児童・生徒に係わる教職員を対象とした多文化共生理解研修等を開催する。	市民協働課

■	外国人のための生活相談	【再掲7チ】 潜在的な悩みや問題を抱えている外国人住民が相談できる場を提供する。	市民協働課
---	-------------	--	-------

⑥国際交流協会機能の充実と連携

基本計画における今後のあり方			
テ	公共施設及び民間の施設において外国語表示、情報提供コーナー、相談窓口の設置、各種生活支援の対応について、さらに工夫・改善を加えて実施します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	職員への多文化共生の意識啓発	【再掲7サ】 外国にルーツを持つ児童・生徒に係わる教職員を対象とした多文化共生理解研修等を開催する。	市民協働課
■	外国人のための生活相談	【再掲7チ】 潜在的な悩みや問題を抱えている外国人住民が相談できる場を提供する。	市民協働課
■	生活情報の多言語発信・多文化デザイン	【再掲7サ】 ・多言語での生活情報発信を推進する。 ・公文書や案内等を英語ややさしい日本語等での表示を推進する。 ・担当課との連携を取りながら、外国人市民への行政情報の周知に取り組む。	市民協働課

基本計画における今後のあり方	
ト	国際交流協会と協力・連携し、国際交流事業の一層の促進に取り組むとともに、外国人市民相互や日本人市民との交流を支援します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	多文化共生推進イベントの実施	小・中学生を対象に、外国人市民による母国紹介やワークショップを通して交流を深め、異文化に対する理解を深める。	市民協働課
■	姉妹都市交流事業	姉妹都市交流を通して、市民への多文化理解の場を提供する。	市民協働課
■	外国人市民を含む市民の国際交流を促進	国際交流協会との連携を強化し、多国籍の市民が交流できる行事を開催する。	市民協働課
■	三木市ユネスコ協会	三木市ユネスコ協会の活動を支援し、国際理解を深め、人間性豊かな人づくりを支援する。	生涯学習課

人権尊重のまちづくりの展開

①外国人市民のサポート・ボランティアの育成等

基本計画における今後のあり方	
ナ	外国人市民との円滑な交流を促進するため、通訳翻訳、生活アドバイス、健康相談、学習支援などに関するサポート・ボランティアを育成します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課

--	--	--	--

②外国人市民の地域づくりへの参画

基本計画における今後のあり方			
ニ	地域の行事に、日本人市民と外国人市民の双方が積極的に参加し、交流が広まる取組を支援します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	外国人市民の社会参加による地域活性化	地域イベントなどへの積極的な参加を呼びかけ、地域での国際交流を促進する。	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
ヌ	外国人コミュニティ等の活動拠点づくりを支援します。外国人市民同士のネットワークづくりを促進し、外国人市民の意見を地域づくりに反映する仕組みの構築を検討します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	外国人市民代表者会議等の設置	他市の取組について調査する。	市民協働課

③多文化共生に取り組むリーダーの育成

基本計画における今後のあり方			
ネ	外国人市民を支援する支援団体やボランティア等を育成するとともに、日本語教室のリーダー等多文化共生の担い手となる人材を発掘、育成します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
■	通訳・翻訳ボランティアや日本語ボランティアの育成と活用	国際交流協会と連携し、ボランティア育成講座を開催することで、多文化共生社会の担い手を育成し、活躍できるよう調整する。	市民協働課

8 その他の人権課題

①HIV感染者、ハンセン病回復者、特定疾患の人の人権

基本計画における今後のあり方	
ア	HIV感染者、ハンセン病回復者や特定疾患の人が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、学校や職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける問題が起きています。これらの人々の人権を守るために、病気に対する正しい知識と理解が得られるよう教育・啓発を進めます。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。	人権推進課

②生活困難者の人権

基本計画における今後のあり方	
イ	産業構造の変化や日本型雇用慣行の転換、昨今の雇用環境の変化の中で、セーフティネットでは救われず、失業で収入を得られない、住宅を失う、働いても最低限度の生活を営む所得（生活保護水準）が得られないといった、生活困難に直面する人が増えています。このような生活困難者への偏見をなくすとともに、雇用施策と福祉施策を連携させながら生活困難者の自立に向けた支援を行います。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。	人権推進課

③犯罪被害者等の人権

基本計画における今後のあり方	
ウ	事件による直接被害に加え、捜査・公判での精神的不安や過剰報道、インターネット上の書き込み等によるプライバシーの侵害などの二次的被害が生じていることから、被害者等の人権に配慮することの重要性を啓発するとともに被害者等の相談等支援を行います。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。	人権推進課

④LGBT等性的少数者の人権

基本計画における今後のあり方	
エ	LGBT等性的少数者がいじめや差別を受けたり、日常生活に困難を抱えたりすることなく自分らしく生きていくことができるよう、相談体制を整えるとともに合理的配慮に努めます。また、学校、地域、企業等でLGBTについての教育・啓発を推進します。

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。	人権推進課

⑤被災された人たちの人権

基本計画における今後のあり方			
オ	東日本大震災等で被災された人たちが風評によるいじめや差別を受けることのないよう、相談等による支援を行うとともに誰もが共に暮らせるやさしいまちづくりに向けた取組を推進します。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。	人権推進課

⑥その他の人権課題

基本計画における今後のあり方			
カ	このほか、アイヌの人々への偏見や差別をはじめ、刑を終えて出所した人たち、ハラスメント、若年性認知症などさまざまな人権にかかる課題が多くあります。これらの解決に向けて、教育・啓発に努めます。		

区分	事業名	令和元年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。	人権推進課